

平成27年度

定期監査結果報告書
(年間総括)

(一般会計及び特別会計)
(公営企業会計)

平成28年9月

北海道監査委員

平成27年度 定期監査結果報告書（年間総括）

目 次

第1	監査結果報告について	1
第2	監査の概要	
1	監査対象部局及び実施期間	1
2	監査の主眼	1
3	監査の実施方法	1
4	監査結果の区分	2
第3	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	3
2	不適切な会計処理等を行っていたもの	4
3	収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの	7
4	経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの	9
5	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	10
6	公用車による交通事故等が発生しているもの	13
7	公有財産の損傷等が発生しているもの	15
8	その他是正又は改善を求めたもの	17
第4	公営企業会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	18
2	経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの	19
3	経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの	19
4	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	20
5	公用車による交通事故等が発生しているもの	21
	(別記1) 指摘事項等に係る部局別の件数	22
	(別記2) 項目別監査結果一覧	25

第1 監査結果報告について

監査結果報告は、地方自治法の規定に基づき実施した監査の結果について、これを議会、知事等に提出し、公表しているものであり、監査対象部局における早期の改善措置を促すため、年3回に分けて行っている。

年間総括である本報告書は、これまで報告した監査結果を総括して、指摘事項等の件数の経年的な推移、部局毎の件数など年間の状況を掲載するとともに、監査結果について、その内容等に基づき項目別に区分するなど、平成27年度の監査結果を取りまとめたものである。

第2 監査の概要

1 監査対象部局及び実施期間

監査は、道の全418部局を対象とし、一般会計及び特別会計にあつては平成27年11月から平成28年7月までの間に、公営企業会計にあつては平成28年1月から平成28年6月までの間にそれぞれ実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成27年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、経済性、効率性及び有効性並びに合規性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 共通事項

- ア 債権の管理等について
- イ 入札・契約事務の執行について
- ウ 業務委託の執行について
- エ 物品の調達と管理について
- オ 補助金の執行について
- カ 財産の管理について
- キ 工事（技術）の執行について

(2) 公営企業会計

- ア 病院事業の経営の改善について
- イ 電気事業の安定したサービスの提供について
- ウ 工業用水道事業の経営の健全化について

3 監査の実施方法

- (1) 全418部局のうち、195部局については実地監査を実施し、223部局については書面監査を実施した。

(単位：部局)

会 計	監査対象部局名	本 庁	出 先 機関等	計	実地監査	書面監査
一般会計及び 特別会計	知 事 部 局	9	44	53	46	7
	各種委員会等事務局	5		5	5	
	教 育 庁	1	276	277	99	178
	警 察 本 部	1	74	75	37	38
	計	16	394	410	187	223
公営企業会計	知 事 部 局 (病院事業会計)	1	6	7	7	
	企 業 局 (電気事業会計及び 工業用水道事業会計)	1		1	1	
	計	2	6	8	8	
合 計		18	400	418	195	223

注 実地監査と書面監査を実施した1部局については、実地監査に計上している。

- (2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する事情聴取を行い、内容を確認した。
また、牽制効果を高めるために、当初書面監査の対象として通知した部局のうち、4部局について実地監査に変更して実施した。
さらに、書面監査を実施した後に、財務事務に関して不適切な事態が判明した1部局について実地監査を実施した。
なお、実地監査7部局の23出先機関等については、定期監査実施前に予備監査を実施した。
- (3) 書面監査については、部局から監査資料、支出（支払）証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、部局別に是正又は改善を求めることとした事項を、次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則又は通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性及び有効性の視点から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成25年度から平成27年度までの予算等の各項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27
予 算	2	2	1	1	1					3	3	1
収 入	13	10	18	19	11	14			1	32	21	33
支 出	23	28	19	49	48	47	5	1		77	77	66
契 約	16	17	10	31	26	37	5		1	52	43	48
財 産	23	11	25	13	27	19	1		1	37	38	45
工事(技術)	2		1	26	22	11		2		28	24	12
経営管理	1	1	1							1	1	1
そ の 他	14	11	17	30	24	30	1			45	35	47
計	94	80	92	169	159	158	12	3	3	275	242	253

注 平成26年度の指摘事項のうち、支出の件数には、随時監査結果の1件を含む。

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数（平成27年度実績）

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知 事 部 局	60	126	2	188
各 種 委 員 会 等 事 務 局	0	4	0	4
教 育 庁	13	18	1	32
警 察 本 部	19	10	0	29
計	92	158	3	253

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数（平成27年度実績）

次頁以降に掲載する各項目別の指摘事項等の件数は、次のとおりである。

(単位：件)

項 目 別 区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
不 適 切 な 会 計 処 理 等	12			12
収 入 確 保	7	1		8
経 済 性、効 率 性 及 び 有 効 性	1	10	1	12
合 規 性	32	119		151
交 通 事 故 等	11	21		32
公 有 財 産 の 損 傷 等	28	7		35
そ の 他 是 正 等	1		2	3
計	92	158	3	253

2 不適切な会計処理等を行っていたもの

「監査の主眼」に基づき監査を実施した結果、次の事項に該当する事案については、不適切な会計処理等を行ったものとして、特に問題がある。

- ・職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行った又は怠ったもの
- ・予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているもの

職員が業務を執行するに当たっては、公務員としての使命と責任を自覚し、服務規律の確保や法令遵守について常に意識を持ち、道民との信頼関係のもとに実施しなければならない。

「不適切な会計処理等を行っていたもの」については、これまでも定期監査等において、是正又は改善を求めてきたところであるが、平成27年度においても私費払いや支出負担行為に係る決定書を作成していないなど、不適切な会計処理等が未だに後を絶たず、同様の事案が発生している。

これらの事案の再発防止のために、職員は業務における法令等の遵守についての意識を強く持つこと、また、管理監督の立場にある職員は、職責の重要性を自覚するとともに、不適切な会計処理等が発生した要因を踏まえた適切な指導監督や、職場全体でのチェック体制の構築を強く求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

(1) 知事部局

ア 総合政策部

物品購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成25年度から平成27年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費により支払っているものが、2件、13万2,538円、支出が遅延しているものが、2件、84万2,400円、計4件、97万4,938円の不適切な事務処理があった。
(第3回報告書)

イ 後志総合振興局

生活保護費の支給について、被保護者が金品の貸与を受けたときは、これを収入として認定し、生活保護費の減額を行うこととされているが、生活保護担当員が被保護者に対して行っていた私費による貸付について収入として認定せず、生活保護費の減額を行っていないものが、平成26年度から平成27年度までの期間において、10件、70万2,000円あった。
(第2回報告書)

ウ 渡島総合振興局

(7) 通勤手当において、職員が通勤方法を変更したときは、速やかに届出を行わなければならないが、その届出を行わなかったことから、平成24年5月から平成27年11月までの期間において、職員が不正に手当を受給しているものが、1名分、23万2,241円あった。

(4) 物品購入代金の支払において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、請求書に事実と異なる收受年月日を押印することにより、この期限内に支出したとしているものが、1件、4,644円あった。

また、物品購入代金等の支払において、相手方が支払請求をした日から15日を超えて支出しているものが、2件、16万704円あった。

(ウ) 特定疾患治療研究事業に係る療養費やウイルス性肝炎進行防止対策に係る治療費の償還払の請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払わなければならないが、平成24年度以降、道が負担すべき3名分の費用7万5,430円について、支払額を決定していなかった。

また、これらの申請に対して、私費で支払っていた。

さらに、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成金について、支出の決定を行わず、私費で支払っているものが、平成24年度において、1件、4,000円あった。

(第2回報告書)

エ 釧路総合振興局

児童保護措置費徴収金等について、児童等の入所等の措置等を探り、又は解除したときは、児童等の扶養義務者等から、その負担能力に応じて、入所等の措置等に要する費用の全部又は一部を徴収することとされているが、平成26年度及び平成27年度において、徴収金の額の決定を行っていないものが、129名分、延べ2,865箇月あり、うち、徴収額の生じるものが、53名分、延べ995箇月、542万8,220円あり、このほか、決定済みの徴収金の額の減額決定を行っていないものが、11名分、延べ117箇月、49万9,500円あった。

(第3回報告書)

オ 根室振興局

(7) 児童保護措置費徴収金について、児童の入所等の措置等を探り、又は解除したときは、児童の扶養義務者等から、その負担能力に応じて、入所等の措置等に要する費用の全部又は一部を徴収することとされているが、平成22年度から平成27年度までの期間において、徴収金の額の決定を行っていないものが、22名分、延べ426箇月あり、うち、徴収額の生じるものが、20名分、延べ376箇月、517万7,487円あり、このほか、決定済みの徴収金の額の減額決定を行っていないものが、7名分、延べ122箇月分、4万7,666円あった。

(4) 母子・寡婦福祉資金貸付金について、貸付申請を受理したときは、速やかに所要事項について調査し、貸付の可否や貸付額等を決定しなければならないが、正式な貸付決定を経ることなく、私費により申請者の口座に振り込んでいるものが、平成25年度から平成26年度までの期間において、7件、317万6,500円あった。

(第2回報告書)

カ 旭川高等技術専門学院

平成26年度の物品購入において、需用費により執行する場合は、物品の種別が消耗品として取り扱うものを除き、その取得価格が2万円未満のものでなければならないが、購入した物品の取得価格がその額を超えたため、単品の物品を複数に分割した内容に物品購入決定書を改ざんし、契約業者に虚偽の納品書を作成させているものがあった。

(第1回報告書)

(2) 教育庁

ア 北広島高等学校

高等学校の授業料の徴収において、口座振替による徴収手続を怠ったことから未納となっているものが、26名分、185件、183万1,500円、高等学校等就学支援金受給者から授業料を徴したことから過誤納となっているものが、15名分、67件、66万3,300円あった。

また、高等学校等就学支援金の受給資格認定等に係る事務において、生徒から提出された申請書等を放置していたことなどから、認定等に係る事務が遅延しているものが、24名分あった。
(第2回報告書)

イ 清水高等学校

共済掛金については、加入者である生徒の保護者の同意を得て納付させ、収入取扱員がこれを収納することとされているが、共済掛金の納付委任がないにもかかわらず、他目的のために設置された任意会計の中から共済掛金相当分を一括受領し、加入者から現金納付があったものとした上、さらに収納年月日を分散させているものが、256名分、42万2,400円あった。
(第1回報告書)

(3) 警察本部

函館方面本部

平成26年度の特殊勤務手当の受給において、事実と異なる作業の報告を行い、手当を不正に受給しているものが、2名分、2万2,680円あった。
(第1回報告書)

3 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

道税収入及び税外諸収入において、収入未済額が多額となっていることから、その解消のため、適切な措置を要する。

道税や放置違反金等の一部の税外諸収入においては、収入未済額解消に向けた各種の積極的な取組を行った結果、収入未済額が減少しているものがある一方、母子福祉資金貸付金等の税外諸収入の中には、収入未済額解消への取組が十分とはいえないものもあることから、これらの税外諸収入の収入未済額解消については、各部局において滞納の実態に応じた更なる効果的な対策を講じるとともに、本庁関係部の強力な取組を求めるものである。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 収入未済額は減少しているものの引き続き是正又は改善が必要なもの

〔道税収入〕

道税収入においては、「道税確保対策本部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特に個人道民税及び自動車税を重点税目とし、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収、市町村から徴収の囑託を受けた事案の滞納処分などを実施しており、自動車税については、預貯金・給与・動産等の差押えなどの徴収対策の強化に努めるとともに、コンビニ納税や平成27年度から導入したインターネットを利用したクレジットカード納税により、納期内納税の推進に努め、さらには、差押えた財産のインターネット公売や市町村との合同公売会を実施するなどの取組により、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている状況にある。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(総務部：第3回報告書)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H27	604,482,077	589,579,583	1,290,133	13,612,361	97.5
H26	547,891,120	531,446,500	1,602,416	14,842,204	97.0

〔放置違反金収入(税外諸収入)〕

放置違反金の収入未済については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与、動産の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、担当職員の休日出勤による催告の実施など徴収体制の強化に取り組んでおり、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっているので、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(警察本部：第3回報告書)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H27	504,387	301,552	16,976	185,859	59.8
H26	613,639	364,421	22,964	226,254	59.4

(2) 収入未済額解消の取組が十分でないもの

〔母子福祉資金貸付金収入等（税外諸収入）〕

母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金においては、督促が遅延しているものや、長期間にわたり文書や電話等による催告を行っていないものなど、滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（保健福祉部：第3回報告書）

（単位：千円、％）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H27	4,290,119	1,399,365	145,328	2,745,426	32.6
H26	4,373,924	1,404,358	188,578	2,780,988	32.1

【平成27年度 税外諸収入の合計】

税外諸収入のうち、収入未済額が1,000万円以上のものについて集計した。

（単位：千円、％）

区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率		
					H27	H26	前年比
母子福祉資金貸付金収入等	4,290,119	1,399,365	145,328	2,745,426	32.6	32.1	0.5
中小企業高度化資金貸付金収入等	10,443,816	1,587,739	0	8,856,077	15.2	12.9	2.3
林業・木材産業改善資金貸付金収入等	428,503	135,237	4,149	289,117	31.6	29.8	1.8
道営住宅使用料収入等	6,644,210	5,716,585	25,564	902,061	86.0	85.7	0.3
公立高等学校奨学資金貸付金収入等	7,041,929	6,879,456	772	161,701	97.7	95.7	2.0
放置違反金収入	504,387	301,552	16,976	185,859	59.8	59.4	0.4
農業改良資金貸付金収入等	279,871	221,711	9,553	48,607	79.2	83.4	▲ 4.2
平成27年度 税外諸収入合計	29,632,835	16,241,645	202,342	13,188,848	54.8	47.9	6.9
平成26年度 税外諸収入合計	26,969,028	12,923,867	373,344	13,671,817	/		

4 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

地方公共団体においては、行財政改革による効率的な行財政の執行が求められており、事務処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないことから、次の事項に該当する事案については、経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めた。

- ・事務事業の実施において、経費節減が可能なもの〔**経済性**〕
- ・実施した事務事業において、コストに見合う成果（最少のコストで最大の効果）が上がっていないもの〔**効率性**〕
- ・実施した事務事業において、成果が上がっていないもの〔**有効性**〕

道では、厳しい財政状況を踏まえた財政健全化に向けた取組として、徹底した歳出の削減・効率化の推進を図っていることから、特に事務事業の実施に当たっては、これまで以上に費用対効果に配慮し、安易な前例踏襲を見直し、十分なコスト意識のもとに、効率的で効果的な執行に努めることが重要である。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 支出に係る事項

ア 委託契約に係る概算払については、提出された実施計画書や収支計画書などを勘案し適期に支出を行う必要があるが、委託事業の進捗状況や実際の資金需要などを把握せず概算払を行ったことから、受託事業者において多額の資金滞留が生じているものがあつた。（環境生活部：第3回報告書）

イ 公衆トイレ浄化槽保守点検委託業務において、施設の使用を休止していたにもかかわらず、保守点検の回数等を考慮せず契約を締結したため、不経済な支出となっているものが、1件、8万5,536円あつた。（釧路総合振興局：第3回報告書）

(2) 財産に係る事項

物品の管理において、物品管理主任又は物品供用員は、個人管理になりやすい物品について、常にその所在を明らかにし、かつ、適宜受払簿等により使用状況を把握できるよう管理するものとしており、また取得価格が2万円未満の消耗品として整理する物品についても、必要に応じて同様に管理を行うこととなっている。

しかしながら、各総合振興局等の林務課及び森林室の多くが、事業等に使用するデジタルカメラについて、個人又は担当係で管理しており、物品使用者に使用させていることから、亡失、未使用又は使用頻度が低い事例や、また、総所有台数を把握していないため、事業量や職員数などを踏まえた供用となっていないことから、職員数以上の供用となるものなどの事例が見受けられた。

こうしたことから、事業用物品であるデジタルカメラについては、部として、物品管理事務取扱要領に基づく適正管理の指導徹底をはじめ、計画的かつ経済的な購入や供用、一定期間を経過した物品の有効活用などについて検討する必要がある。

（水産林務部に対する検討事項：第3回報告書）

5 合规性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理を行うことは公務員としての基本であり、この視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などが散見された。

この中には、基本的な事務処理の誤りなど、過去において是正又は改善を求めた事項と同様の事案があり、多くの場合は、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足などに起因するものと考えられる。

法令等に従わずに行われた事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さなミスが大きな事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、本報告書を活用し、内部牽制の強化や業務進行管理の徹底など、チェック機能の強化に努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 予算に係る事項

業務の委託に係る契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、2件、25万4,064円あった。(経済部：第3回報告書)

(2) 収入に係る事項

ア ダム管理業務費用に係る施設の共有者からの負担金について、歳入の会計所属年度は納入通知書等を発した日の属する年度としなければならないが、平成28年4月に平成27年度歳入になるよう納入通知書を発しているものが、1件、1,312万3,137円あった。(胆振総合振興局：第2回報告書)

イ 定時制課程の高等学校に在学する生徒が、北海道教育委員会が指定する技能教育のための施設において教科・科目を履修する場合の授業料及び共済掛金の収納事務については、口座振替によるものを除き、収納に係る協力校の収入取扱員が、当該指定施設の窓口で徴収対象者から直接収納することとされているが、指定施設の職員が集金した後に、その職員から収納を行った部局が、計2部局あり、収納した合計は、17件、511万6,060円であった。

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
苫 小 牧 東 高 等 学 校	9	3,227,020
北 見 北 斗 高 等 学 校	8	1,889,040
計	17	5,116,060

(第1回報告書)

(3) 支出に係る事項

ア 請求書は債権者において作成されなければならないが、請求年月日を加筆しているものが、32件、557万5,742円あった。(空知総合振興局：第3回報告書)

イ 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員に対する報酬については、職務に従事したときの翌月10日までに、支給することとされているが、支給していないものが、延べ32名分、32万円あった。(渡島総合振興局：第2回報告書)

- ウ 社会福祉施設産休等代替職員任用費補助金の補助対象経費については、社会福祉施設等に勤務する産休又は病休職員の勤務を、臨時的に任用した代替職員に行わせた場合の費用とされているが、臨時的な任用と認められない職員の費用を補助対象としたことから、補助金を過大に交付しているなどの部局が、計3部局あり、その支出の合計は、5件、169万6,932円であった。

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
十 勝 総 合 振 興 局	3	1,213,132
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	1	277,300
宗 谷 総 合 振 興 局	1	206,500
計	5	1,696,932

(第2回及び第3回報告書)

- エ 児童扶養手当については、支給開始の初日から起算して5年経過したときなどに、手当の額を減額する一方、受給資格者が身体上に障害がある場合や就業している場合などには、その該当する期間については、減額の適用を行わないこととし、この場合に、受給資格者にあらかじめ、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が必要であることを通知するなどとされているが、この事務を怠ったことから、支給額に不足が生じ、支払期日後にこの不足額を支給しているものが、16名分、77万8,430円あった。
(釧路総合振興局：第3回報告書)

- オ 交通信号機に係る電気料金の支払においては、電気料金請求書に係る支払の根拠等を十分に調査しなければならないが、これを行わず、平成11年10月に施工した移設工事に伴って撤去した交通信号機1箇所の電気料金を支払い続けていたことから、支出書類の確認が可能な平成22年4月から平成27年11月までの間に過払いとなっているものが、11万7,221円あった。
(美幌警察署：第1回報告書)

(4) 契約に係る事項

- ア 委託業務に係る一般競争入札の執行において、復代理人選任の権限のない代理人から選任された復代理人が提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させ、当該入札者と契約を締結しているものが、2件、810万円あった。
(水産林務部：第3回報告書)

- イ 複写機の賃貸借契約を随意契約により締結するに当たって、2以上の単価により予定価格を定めているときは、すべての見積単価が予定価格の制限の範囲内であり、各見積単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低である者と契約すべきところ、誤って、予定価格を超えた価格で見積もった者と契約しているものが、1件、79万819円相当あった。

また、当該契約については、予定価格の積算を誤ったことから、6万5,669円相当割高となっていた。
(空知総合振興局：第3回報告書)

- ウ 広域相談支援体制整備事業委託業務の執行において、実績報告書等が提出されたときは、これらを審査の上、委託料の額を確定して受託者へ通知しなければならないが、額の確定及び通知を行っていないものが、1件、564万8,000円あった。

(日高振興局：第1回報告書)

エ 庁舎排水設備清掃業務契約において、排水設備清掃業務により集められた産業廃棄物である汚泥の処理に当たっては、収集、運搬については収集運搬業の許可を有する者と、また、処分については処分業の許可を有する者と委託契約を締結しなければならないことから、一般競争入札の実施に当たり、入札に参加する者に必要な資格として、これらの許可を有することを定めなければならないが、これを行わずに入札を実施し契約を締結しているものなどが、1件、198万7,200円あった。

(渡島総合振興局：第2回報告書)

オ 物品の賃貸借契約に係る見積合せの執行において、記名押印がない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものが、1件、48万4,380円あった。

(留萌振興局：第1回報告書)

カ 予定価格調書は、適切な方法で保管しなければならないが、庁舎等清掃業務委託契約において、封入した予定価格調書を異なるものに差し替えているものがあった。

(根室振興局：第2回報告書)

キ 校舎等清掃業務委託契約の最低制限価格の算定に当たり、諸経費の計算を誤り、当該価格を高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としたため、契約金額が割高となっているものが、1件、32万4,000円あった。

(オホーツク教育局：第1回報告書)

ク 単価契約による業務委託の発注に当たり、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないが、見積書の提出を受けた時点においても、予定価格を定めていなかった。

(芦別高等学校：第1回報告書)

(5) 財産に係る事項

自動車自動車検査証の有効期間が満了後も使用しようとするときは、継続検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けなければならないが、これを行わないまま公用車を使用しているものがあった。

(釧路総合振興局：第3回報告書)

(6) 工事（技術）に係る事項

道路改良工事において、擁壁工のコンクリート打設の積算に当たり、足場工を計上しているにもかかわらず、冬期における防寒囲いの足場工を重複計上していることから、設計金額が898万2,360円過大となっていたほか、コンクリートの防寒養生費を計上していないため、設計金額が358万200円過少となっていた。

また、現場は湧水が多いことから、排水ポンプを常時稼働させる積算とする必要があったが、作業時のみの稼働として積算していたため、設計金額が344万9,520円過少となっていた。

(オホーツク総合振興局：第3回報告書)

(7) その他（債権）に係る事項

ネーミングライツ契約に係る広告収入などについて、債権が生じたときは債権管理簿を備え、必要な事項を記録しておくとともに、毎会計年度終了後、債権現在高報告書を提出しなければならないが、これらを行っていない。

(環境生活部：第3回報告書)

(建設部：第3回報告書)

6 公用車による交通事故等が発生しているもの

道では、道民一丸となって交通事故の撲滅を目指しているところであり、職員に対しては、飲酒運転根絶はもちろんのこと、公用車に限らず自家用車についても、安全運転や事故防止について注意を喚起するとともに、職場研修などの取組を行っている。しかしながら、依然として公用車による多くの交通事故が発生し、多額の賠償金や修繕費用等を支出している。

また、管理瑕疵による賠償金等の支出が発生していることから、交通事故や管理瑕疵による事故の防止等について、今後も職員に対する注意喚起や職場研修などの取組を一層積極的に進める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 公用車による交通事故

公用車による交通事故のうち、賠償金及び修繕費用等として、1件、10万円以上の支出があった部局が、計19部局あり、その支出の合計は、127件、3,857万6,444円、また、全損により公用車5台の廃車があった。

そのうち、賠償金及び修繕費用等として、1件、100万円以上の支出があった部局は、次のとおりである。

【賠償金及び修繕費用等の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
上 川 総 合 振 興 局	8	3,968,296
宗 谷 総 合 振 興 局	4	2,118,755
十 勝 総 合 振 興 局	4	2,530,027
釧 路 総 合 振 興 局	4	2,345,440
警 察 本 部	82	20,974,671
計	102	31,937,189

注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び各警察署を含む。

2 賠償金及び修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。

(2) その他の事故等

ア 灯油等漏洩事故が発生し、処理費用として、1件、10万円以上の支出があった部局が、計5部局あり、その支出の合計は、5件、8,215万4,632円であった。

そのうち、1件、100万円以上の支出があった部局は、次のとおりである。

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額	事 故 名
胆 振 総 合 振 興 局	1	36,929,520	灯 油 漏 洩 事 故
石 狩 翔 陽 高 等 学 校	1	1,922,400	灯 油 漏 洩 事 故
伊 達 高 等 養 護 学 校	1	42,517,822	重 油 漏 洩 事 故
計	3	81,369,742	

イ 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金を支払った部局が、計4部局あり、その支出の合計は、8件、653万1,469円であった。

そのうち、1件、100万円以上の支出があった部局は、次のとおりである。

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
水 産 林 務 部	4	2,721,621
胆 振 総 合 振 興 局	1	2,613,079
計	5	5,334,700

(第2回及び第3回報告書)

7 公有財産の損傷等が発生しているもの

道が所有し又は管理する公有財産や物品については、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて適切に使用しなければならないが、次のとおり、火災や物品の損傷等が発生している。

物品の損傷により多額の修繕費用を支出し、また、物品の亡失により損失が発生しているが、職員が十分に注意を払うことにより、その発生を防ぐことが可能であったと考えられるため、公有財産や物品の適切な管理や使用について徹底する必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 公有財産の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの

ア 駐在所で火災が発生し、復旧費用として、2件、40万323円の支出があった。

(警察本部：第3回報告書)

イ 公有財産の損傷が発生し、修繕費用として、1件、68万5,800円の支出があった。

(士別警察署：第1回報告書)

(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの

物品の損傷が発生し、修繕費用として、1件、5千円以上の支出があった部局が、計28部局あり、その支出の合計は、40件、295万2,867円であった。

そのうち、修繕費用として、1件、5万円以上の支出があった部局は、次のとおりである。

【修繕費用】

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額	損 傷 物 品
総 務 部	1	99,036	パーソナルコンピュータ
保 健 福 祉 部	2	122,403	パーソナルコンピュータ
建 設 部	2	116,078	パーソナルコンピュータ
空 知 総 合 振 興 局	2	215,989	乗用自動車 他
石 狩 振 興 局	1	82,512	パーソナルコンピュータ
胆 振 総 合 振 興 局	1	123,120	タブレットパーソナルコンピュータ
渡 島 総 合 振 興 局	2	109,620	パーソナルコンピュータ
上 川 総 合 振 興 局	1	147,171	スノーモービル
釧 路 総 合 振 興 局	1	101,088	パーソナルコンピュータ
教 育 庁	1	90,072	パーソナルコンピュータ
警 察 本 部	3	310,932	パーソナルコンピュータ
旭 川 方 面 本 部	3	248,832	パーソナルコンピュータ
中 央 警 察 署	1	80,676	パーソナルコンピュータ
南 警 察 署	2	185,144	小型警ら車 他
北 警 察 署	1	73,116	パーソナルコンピュータ
豊 平 警 察 署	2	89,856	小型警ら車 他
千 歳 警 察 署	1	99,576	捜査用車
赤 歌 警 察 署	1	90,396	パーソナルコンピュータ
旭 川 中 央 警 察 署	3	126,480	小型警ら車 他
稚 内 警 察 署	1	95,937	小型警ら車
羽 幌 警 察 署	1	80,136	パーソナルコンピュータ
池 田 警 察 署	1	142,808	無線警ら車
計	34	2,830,978	

注 修繕費用には、当該部局における、1件、5万円以上の物品の損傷のほか、1件、5千円以上の損傷に係る事項数及び金額を含む。

(3) 物品の亡失により、損失があったもの

ア 公用車の鍵の亡失があった。 (石狩振興局：第2回報告書)

イ 会議出席者等の個人情報が入った外部記録媒体の亡失があった。
(胆振総合振興局：第2回報告書)

ウ 共通乗車券（タクシーチケット）の亡失事故が発生し、券片2枚の紛失があった。
(上川総合振興局：第3回報告書)

エ デジタルカメラ等の亡失があった。

また、部局長は、亡失の事故報告を受けたときは、直ちにその事実を確認の上、事故報告書により知事に報告しなければならないが、この手続を行っていなかった。

(留萌振興局：第1回報告書)

オ 緊急通報装置及びICカード乗車券の亡失があった。 (警察本部：第3回報告書)

8 その他是正又は改善を求めたもの

その他、これまでの項目に該当しないが、指摘事項及び検討事項として是正又は改善を求めた事案があり、監査結果は、次のとおりである。

(1) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

ホッカイドウ競馬の経営は、北海道競馬推進プランに基づいて、ミニ場外発売所の全道展開、インターネット発売の拡大、日本中央競馬会との相互発売など収益確保に努めた結果、平成27年度の収支差額が1億9,992万円と、3年連続で単年度収支の黒字化を達成したところであり、平成28年3月には第2期北海道競馬推進プランを策定し、競馬事業の持続的な発展と馬産地の活性化を目指しているところである。

しかしながら、累計の借入金は242億4,375万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の確立に向けて、引き続き経営改善を図る必要がある。

(農政部：第3回報告書)

(2) 委託業務の執行について検討を要するもの

道路維持委託業務の執行において、受託者は、道路上で作業する場合には道路使用許可を受けなければ委託業務を行うことができないが、受託者が当該使用許可を受けずに委託業務を行い、不適切に執行していたものがあつた。

業務実施要領等では、受託者が道路使用許可を受けたことを確認することについて、明確になっていないことから、適正な委託業務の執行のため、その周知徹底やチェック体制について検討する必要がある。

(建設部に対する検討事項：第3回報告書)

(3) 共済掛金の収納方法について検討を要するもの

北海道教育委員会と独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間の災害共済給付契約に基づく共済掛金の納付について、道立学校児童生徒等の災害共済給付事務取扱要領では児童生徒等の保護者から加入の同意を得て、特別支援学校を除き、加入者から収入取扱員が現金収納するものとされている。

各道立学校においては、ほぼ全ての生徒がこの災害共済給付制度に加入しているため、現金収納や金融機関への現金払込みの事務が輻輳しており、全日制課程の高等学校では、共済掛金の納付委任がないにもかかわらず、他目的のために設置された任意会計の中から共済掛金相当分を一括受領し、加入者から現金納付があつたものとした上、さらに収納年月日を分散させている事例が見受けられた。また、通信制課程の高等学校では、加入者を登校させて現金納付を求めることが実態にそぐわないため、関係団体が負担した共済掛金相当分を収入取扱員が現金収納し、加入者あてに領収書を交付している事例が見受けられた。

こうしたことから、共済掛金の収納方法について、事務の効率性の観点から、収入取扱員の収納実態に即した事務処理に見直すとともに、加入者による納付の利便性や金銭事故防止を図るために、口座振替による歳入の納付や納付の代理行為、又は関係団体等による第三者弁済などについて検討する必要がある。

(教育庁に対する検討事項：第1回報告書)

第4 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成25年度から平成27年度までの予算等の各項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27
予 算			2	2		1				2		3
収 入				1		2				1		2
支 出	1	1	3	3	5	10				4	6	13
契 約	5	4	3	3		6			1	8	4	10
財 産					1	2					1	2
工事(技術)				1		2				1		2
経営管理	2	2	2							2	2	2
そ の 他				2	1	1				2	1	1
計	8	7	10	12	7	24			1	20	14	35

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数（平成27年度実績）

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知 事 部 局 〔 病 院 事 業 会 計 〕	9	20	0	29
企 業 局 〔 電 気 事 業 会 計 及 び 工 業 用 水 道 事 業 会 計 〕	1	4	1	6
計	10	24	1	35

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数（平成27年度実績）

(単位：件)

項 目 別 区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
経営に係る事業の管理	2			2
経済性、効率性及び有効性	1	2		3
合 規 性	7	21	1	29
交 通 事 故 等		1		1
計	10	24	1	35

2 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの

病院事業、工業用水道事業の経営については、累積欠損金が依然として多額となっていることから、引き続き経営の効率化を図り、適切な事業運営と経営改善に努める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

- (1) 病院事業の経営については、当年度の純利益が2億7,952万118円となったことから、累積欠損金が519億815万395円に減少したものの、依然として多額であり極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。

(保健福祉部：第3回報告書)

- (2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億8,983万5,946円と5年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は135億9,932万5,278円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度からの新たな経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある

(企業局：第3回報告書)

3 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

事務事業の実施に当たっては、常に費用対効果に配慮し、安易な前例踏襲を見直し、十分なコスト意識のもとに、効率的で効果的な執行に努めることが重要であることから、次の事項に該当する事案について、経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めるものである。

- ・事務事業の実施において、経費節減が可能なもの〔**経済性**〕
- ・実施した事務事業において、コストに見合う成果（最少のコストで最大の効果）が上がっていないもの〔**効率性**〕
- ・実施した事務事業において、成果が上がっていないもの〔**有効性**〕

主な監査結果は、次のとおりである。

- (1) 携帯電話代の執行において、安価な料金プランへの変更が可能だったにもかかわらず、特段の理由もなく、これを行わなかったことから、不経済な支出となっているものが、31件、30万5,350円相当あった。

また、これら携帯電話のうち、故障したため修繕を行ったものがあるが、当該携帯電話の料金プランの変更とともに新たな機種を取得することができたにもかかわらず、修繕を行ったことから、不経済な支出となっているものが、1件、8,436円相当あった。

(江差病院：第1回報告書)

- (2) 栄養・給食管理システムに係る電子計算機器の再リース契約等において、借上機器の必要数量について十分検討せずに賃借したことから、不経済な支出となっているものが、2件、2万8,767円相当あった。

(羽幌病院：第1回報告書)

4 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正な事務処理が行われているか監査を実施した結果、法令等に違反している事案などが散見された。

この中には、基本的な事務処理の誤りなど、過去において是正又は改善を求めた事項と同様の事案があり、多くの場合は、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足などに起因するものと考えられる。

職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、本報告書を活用し、内部牽制の強化や業務進行管理の徹底など、チェック機能の強化に努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 予算に係る事項

物品購入契約において、契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約を締結しているものが、1件、30万8,188円あった。(子ども総合医療・療育センター：第1回報告書)

(2) 支出に係る事項

ア 時間外勤務手当については、宿日直勤務を命ぜられた時間においては支給しないこととされているが、宿日直勤務に従事している時間中に時間外勤務手当を支給しているものが、4名分、10件、11万439円あった。(羽幌病院：第1回報告書)

イ 前渡資金による私費立替払において、立替えを行った職員が、資金前渡員に対し、当該立替金を請求するときは、請求書に支払先から徴した領収証書を添付しなければならないが、これが添付されていないものや、私費立替払の際にやむを得ずクレジットカードを使用した場合は、支払先から徴した領収証書とともにクレジットカード利用代金明細書の写しなどを、支払を証明するに足る書類として提出し、資金前渡員はそれを確認した上で支払うこととなるが、これを行ってないものなど、前渡資金の支払が適切でないものが、4件、9万5,000円あった。(江差病院：第1回報告書)

ウ 病院事業に関する取引については、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならないが、負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて、課税取引を不課税取引として経理しているものが1件、9万7,776円、不課税取引を課税取引として経理しているものが4件、1万3,480円あった。(羽幌病院：第1回報告書)

(3) 契約に係る事項

ア 工事請負契約に係る契約保証金については、契約の相手方が、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出した場合等を除き、免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、5件、298万7,280円相当あった。(緑ヶ丘病院：第3回報告書)

イ 工業用水道管理及び発電管理に係る事務所における清掃業務委託料の予定価格の積算において、業務量の算出や適用する諸経費率、労務単価などについて根拠が明確でないものが見受けられ、また、特定の個人に委託する場合の積算方法が明確に定められていないことから、適切な積算方法について検討する必要がある。

(企業局に対する検討事項：第3回報告書)

(4) その他に係る事項

ア 物品の賃貸借契約において、契約締結権限のない者と契約し、賃借料を支払っているものが、3件、152万8,232円あった。

また、賃借料の受領権限のない者に支払っているものが、平成23年3月から平成27年10月までの間において、1件、159万9,360円あった。(羽幌病院：第1回報告書)

イ 前金払を要しない定期刊行物の支出に当たっては、納入確認後に行う必要があるが、納品がされていないにもかかわらず、支出しているものが、1件、7万3,597円あった。

(子ども総合医療・療育センター：第1回報告書)

5 公用車による交通事故等が発生しているもの

公用車による交通事故が、依然として発生していることから、今後も職員に対する注意喚起や職場研修などの取組を積極的に進める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

公用車による交通事故

公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、2件、88万8,208円の支出があった。(企業局：第3回報告書)

(別記1) 指摘事項等に係る部局別の件数

1 一般会計及び特別会計

(1) 知事部局

知事が所管する53部局のうち、是正又は改善を求めた35部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
総務部	2	8		10
総合政策部	1	3		4
環境生活部		4		4
保健福祉部	4	9		13
経済部	2	8		10
農政部	1	2		3
水産林務部	3	2	1	6
建設部	2	5	1	8
空知総合振興局	4	7		11
石狩振興局	3	4		7
後志総合振興局	1	4		5
胆振総合振興局	6	2		8
日高振興局	2	4		6
渡島総合振興局	6	8		14
檜山振興局		5		5
上川総合振興局	4	6		10
留萌振興局	1	8		9
宗谷総合振興局	2	2		4
オホーツク総合振興局	4	10		14
十勝総合振興局	2	2		4
釧路総合振興局	6	3		9
根室振興局	3	3		6
札幌道税事務所		1		1
原子力環境センター		4		4
北海道博物館		1		1
江差高等看護学院		1		1
計量検定所		1		1
札幌高等技術専門学院		3		3
函館高等技術専門学院		1		1
旭川高等技術専門学院	1			1
室蘭高等技術専門学院		1		1
苫小牧高等技術専門学院		1		1
帯広高等技術専門学院		1		1
釧路高等技術専門学院		1		1
漁業研修所		1		1
計	60	126	2	188

(2) 各種委員会等事務局

各種委員会等事務局5部局のうち、是正又は改善を求めた2部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
議会事務局		3		3
選挙管理委員会事務局		1		1
計	0	4	0	4

(3) 教育庁

教育庁が所管する277部局のうち、是正又は改善を求めた24部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
教育庁	3		1	4
空知教育局		2		2
胆振教育局		2		2
上川教育局		2		2
オホーツク教育局	1			1
釧路教育局	1	1		2
図書館		1		1
芦別高等学校	1	1		2
札幌白石高等学校		1		1
北広島高等学校	1			1
石狩翔陽高等学校	1			1
苫小牧東高等学校	1			1
伊達高等養護学校	1			1
函館水産高等学校		1		1
松前高等学校		1		1
福島商業高等学校		1		1
名寄産業高等学校	1			1
稚内養護学校		1		1
北見北斗高等学校	1			1
北見緑陵高等学校		1		1
斜里高等学校		1		1
清水高等学校	1			1
本別高等学校		1		1
釧路工業高等学校		1		1
計	13	18	1	32

(4) 警察本部

警察本部が所管する75部局のうち、是正又は改善を求めた23部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
警察本部	5	2		7
函館方面本部	1			1
旭川方面本部	1			1
北見方面本部		1		1
釧路方面本部		1		1
中央警察署	1			1
東警察署		1		1
南警察署	1			1
北警察署	1			1
豊平警察署	1			1
千歳警察署	1			1
栗山警察署		1		1
赤歌警察署	1			1
旭川中央警察署	1			1
士別警察署	1			1
稚内警察署	1			1
留萌警察署		1		1
羽幌警察署	1			1
池田警察署	1			1
帯広警察署		1		1
北見警察署		1		1
美幌警察署	1			1
斜里警察署		1		1
計	19	10	0	29

2 公営企業会計

公営企業会計に係る8部局のうち、是正又は改善を求めた8部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計
保健福祉部（病院事業会計）	1	1		2
江差病院	2	3		5
北見病院		2		2
羽幌病院	3	7		10
緑ヶ丘病院	1			1
向陽ヶ丘病院		2		2
子ども総合医療・療育センター	2	5		7
企業局	1	4	1	6
計	10	24	1	35

(別記2) 項目別監査結果一覧

全ての監査結果を「第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果」及び「第4 公営企業会計に係る定期監査結果」の項目別区分により整理したものは、次のとおりである。

【第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果】

監査結果の項目別区分	部局名	報告回数
2 不適切な会計処理等を行っていたもの		
《指摘事項》		
(1) 物品購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成25年度から平成27年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費により支払っているものが、2件、13万2,538円、支出が遅延しているものが、2件、84万2,400円、計4件、97万4,938円の不適切な事務処理があった。	総合政策部	第3回
(2) 生活保護費の支給について、被保護者が金品の貸与を受けたときは、これを収入として認定し、生活保護費の減額を行うこととされているが、生活保護担当員が被保護者に対して行っていた私費による貸付について収入として認定せず、生活保護費の減額を行っていないものが、平成26年度から平成27年度までの期間において、10件、70万2,000円あった。	後志総合振興局	第2回
(3) 通勤手当において、職員が通勤方法を変更したときは、速やかに届出を行わなければならないが、その届出を行わなかったことから、平成24年5月から平成27年11月までの期間において、職員が不正に手当を受給しているものが、1名分、23万2,241円あった。	渡島総合振興局	第2回
(4) 物品購入代金の支払において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、請求書に事実と異なる收受年月日を押印することにより、この期限内に支出したとしているものが、1件、4,644円あった。 また、物品購入代金等の支払において、相手方が支払請求をした日から15日を超えて支出しているものが、2件、16万704円あった。	渡島総合振興局	第2回
(5) 特定疾患治療研究事業に係る療養費やウイルス性肝炎進行防止対策に係る治療費の償還払の請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払わなければならないが、平成24年度以降、道が負担すべき3名分の費用7万5,430円について、支払額を決定していなかった。 また、これらの申請に対して、私費で支払っていた。 さらに、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成金について、支出の決定を行わず、私費で支払っているものが、平成24年度において、1件、4,000円あった。	渡島総合振興局	第2回
(6) 児童保護措置費徴収金等について、児童等の入所等の措置等を探り、又は解除したときは、児童等の扶養義務者等から、その負担能力に応じて、入所等の措置等に要する費用の全部又は一部を徴収することとされているが、平成26年度及び平成27年度において、徴収金の額の決定を行っていないものが、129名分、延べ2,865箇月あり、うち、徴収額の生じるものが、53名分、延べ995箇月、542万8,220円あり、このほか、決定済みの徴収金の額の減額決定を行っていないものが、11名分、延べ117箇月、49万9,500円あった。	釧路総合振興局	第3回
(7) 児童保護措置費徴収金について、児童の入所等の措置等を探り、又は解除したときは、児童の扶養義務者等から、その負担能力に応じて、入所等の措置等に要する費用の全部又は一部を徴収することとされているが、平成22年度から平成27年度までの期間において、徴収金の額の決定を行っていないものが、22名分、延べ426箇月あり、うち、徴収額の生じるものが、20名分、延べ376箇月、517万7,487円あり、このほか、決定済みの徴収金の額の減額決定を行っていないものが、7名分、延べ122箇月分、4万7,666円あった。	根室振興局	第2回
(8) 母子・寡婦福祉資金貸付金について、貸付申請を受理したときは、速やかに所要事項について調査し、貸付の可否や貸付額等を決定しなければならないが、正式な貸付決定を経ることなく、私費により申請者の口座に振り込んでいるものが、平成25年度から平成26年度までの期間において、7件、317万6,500円あった。	根室振興局	第2回
(9) 平成26年度の物品購入において、需用費により執行する場合は、物品の種別が消耗品として取り扱うものを除き、その取得価格が2万円未満のものでなければならないが、購入した物品の取得価格がその額を超えたため、単品の物品を複数に分割した内容に物品購入決定書を改ざんし、契約業者に虚偽の納品書を作成させているものがあった。	旭川高等技術専門学院	第1回
(10) 高等学校の授業料の徴収において、口座振替による徴収手続を怠ったことから未納となっているものが、26名分、185件、183万1,500円、高等学校等就学支援金受給者から授業料を徴したことから過誤納となっているものが、15名分、67件、66万3,300円あった。 また、高等学校等就学支援金の受給資格認定等に係る事務において、生徒から提出された申請書等を放置していたことなどから、認定等に係る事務が遅延しているものが、24名分あった。	北広島高等学校	第2回
(11) 共済掛金については、加入者である生徒の保護者の同意を得て納付させ、収入取扱員がこれを収納することとされているが、共済掛金の納付委任がないにもかかわらず、他目的のために設置された任意会計の中から共済掛金相当分を一括受領し、加入者から現金納付があったものとした上、さらに収納年月日を分散させているものが、256名分、42万2,400円あった。	清水高等学校	第1回
(12) 平成26年度の特種勤務手当の受給において、事実と異なる作業の報告を行い、手当を不正に受給しているものが、2名分、2万2,680円あった。	函館方面本部	第1回

3 収入確保の視点からは正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

収入未済額が1億円以上となっているもの

【道税収入】

道税収入においては、「道税確保対策本部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特に個人道民税及び自動車税を重点税目とし、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収、市町村から徴収の囑託を受けた事案の滞納処分などを実施しており、自動車税については、預貯金・給与・動産等の差押えなどの徴収対策の強化に努めるとともに、コンビニ納税や平成27年度から導入したインターネットを利用したクレジットカード納税により、納期内納税の推進に努め、さらには、差押えた財産のインターネット公売や市町村との合同公売会を実施するなどの取組により、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている状況にある。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

総務部	第3回
-----	-----

【税外諸収入】

ア 母子福祉資金貸付金収入等

母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金においては、督促が遅延しているものや、長期間にわたり文書や電話等による催告を行っていないものなど、滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

保健福祉部	第3回
-------	-----

イ 中小企業高度化資金貸付金収入等

中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

経済部	第3回
-----	-----

ウ 林業・木材産業改善資金貸付金収入等

林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。

水産林務部	第3回
-------	-----

エ 道営住宅使用料収入等

道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託の拡大、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

建設部	第3回
-----	-----

オ 公立高等学校奨学資金貸付金収入等

公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針等を策定し文書催告などにより収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、収納率の向上に向けて、引き続き保証人への催告を強化するほか、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

教育庁	第3回
-----	-----

カ 放置違反金収入

放置違反金の収入未済については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与、動産の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、担当職員の休日出勤による催告の実施など徴収体制の強化に取り組んでおり、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっているので、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

警察本部	第3回
------	-----

《指導事項》

収入未済額が1,000万円以上となっているもの

【税外諸収入】

農業改良資金貸付金収入等

農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。

農政部	第3回
-----	-----

4 経済性、効率性及び有効性の観点からは正又は改善を求めたもの

(1) 支出に係る事項

ア 需用費

《指導事項》

被服の貸与において、現に貸与を受けている者に対する新たな貸与は、貸与期間を経過した後に行わなければならないが、特段の理由もなく、貸与期間を経過していないにもかかわらず、新たに被服を購入し貸与したことから、不経済な支出となっているものが、2件、1万8,036円あった。	建設部	第3回
---	-----	-----

イ 役務費

《指導事項》

(7) 役務費の執行において、耐火金庫の電池交換を行わなかったことから暗証番号登録が消え、マスター番号による解錠が必要となり、マスター番号の情報提供を受けたため、不経済な支出となっているものが、1件、6,480円あった。	空知総合振興局	第3回
(4) 社会福祉事務出張所が使用する切手について、出張所所在地の事業者から購入せず、振興局所在地の事業者から購入して当該出張所へ郵送したことから、郵送料が不経済な支出となっているものが、5件、2,261円あった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	空知総合振興局	第3回

ウ 委託料

《指摘事項》

公衆トイレ浄化槽保守点検委託業務において、施設の使用を休止していたにもかかわらず、保守点検の回数等を考慮せず契約を締結したため、不経済な支出となっているものが、1件、8万5,536円あった。	釧路総合振興局	第3回
---	---------	-----

《指導事項》

(7) 委託契約に係る概算払については、提出された実施計画書や収支計画書などを勘案し適期に支出を行う必要があるが、委託事業の進捗状況や実際の資金需要などを把握せずに概算払を行ったことから、受託事業者において多額の資金滞留が生じているものがあった。	環境生活部	第3回
(4) 浄化槽保守管理委託業務において、施設の冬期閉鎖後に業務の一部を行ったため、不経済な支出となっているものが、1件、2万5,920円あった。	渡島総合振興局	第2回
(9) 給水設備水質保全委託業務において、施設の冬期閉鎖後に業務の一部を行ったため、不経済な支出となっているものが、1件、1万2,891円あった。 また、当該業務については、委託契約期間外に行っていた。	留萌振興局	第1回
(イ) 庁舎等の清掃委託業務において、業務処理要領で毎週実施することとしている清掃箇所の清掃を行っていない週がある報告書の提出を受けていたにもかかわらず、受託者との協議を行わないまま、清掃未実施分、3件、1万4,005円相当の委託料を支払っているものがあった。	オホーツク総合振興局	第3回
(オ) 準委任に属する委託契約については、受託者から提出された収支精算書を審査の上、委託料の額を確定することとされているが、ヘリコプター給油施設運営維持管理業務の委託契約において、委託業務との関連性など、収支精算額を十分に確認しないまま、額を確定しているものがあった。	オホーツク総合振興局	第3回

エ その他

《指導事項》

賃借した公用車の定期点検において、定期点検整備に要する経費については、自動車賃貸借契約書により賃貸人が負担することとされているにもかかわらず、その賃貸人と当該経費を含む物品修繕契約を締結したことから、不要な支出となっているものが、1件、8,189円相当あった。	空知教育局	第3回
--	-------	-----

(2) 財産に係る事項

公有財産

《指導事項》

庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、民間有識者等からの意見を踏まえ、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の促進を図る必要がある。 ・平成27年度処分面積 …………… 241,712㎡ ・平成28年3月末未利用地面積 …………… 2,743,314㎡	総務部	第3回
---	-----	-----

《検討事項》	物品の管理において、物品管理主任又は物品供用員は、個人管理になりやすい物品について、常にその所在を明らかにし、かつ、適宜受払簿等により使用状況を把握できるよう管理するものとしており、また取得価格が2万円未満の消耗品として整理する物品についても、必要に応じて同様に管理を行うこととなっている。 しかしながら、各総合振興局等の林務課及び森林室の多くが、事業等に使用するデジタルカメラについて、個人又は担当係で管理しており、物品使用者に使用させていることから、亡失、未使用又は使用頻度が低い事例や、また、総所有台数を把握していないため、事業量や職員数などを踏まえた供用となっていないことから、職員数以上の供用となるものなどの事例が見受けられた。 こうしたことから、事業用物品であるデジタルカメラについては、部として、物品管理事務取扱要領に基づく適正管理の指導徹底をはじめ、計画的かつ経済的な購入や供用、一定期間を経過した物品の有効活用などについて検討する必要がある。	水産林務部	第3回
--------	--	-------	-----

5 法規性の視点からは是正又は改善を求めたもの

(1) 予算に係る事項

《指摘事項》

業務の委託に係る契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、2件、25万4,064円あった。	経済部	第3回
--	-----	-----

(2) 収入に係る事項

《指摘事項》

ア 心身障害者扶養共済掛金収入について、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、滞納者ごとの滞納額の把握を適切に行っていなかったことなどから1年以上これを行わず、不納欠損処理も行っていなかった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	保健福祉部	第3回
イ 河川水質事故に係る原因者負担金の徴収において、当該債権は法令等の規定により滞納処分をすることができる債権であることから、その債権全額について調定しなければならないが、これを分割して調定しているものが、1件、9万5,647円あった。	空知総合振興局	第3回
ウ ダム管理業務費用に係る施設の共有者からの負担金について、歳入の会計所属年度は納入通知書等を発した日の属する年度としなければならないが、平成28年4月に平成27年度歳入になるよう納入通知書を発しているものが、1件、1,312万3,137円あった。	胆振総合振興局	第2回
エ 収入取扱員が1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、この期間を超えて払い込んでいるものが、2件、21万4,950円あった。	日高振興局	第1回
オ 定時制課程の高等学校に在学する生徒が、北海道教育委員会が指定する技能教育のための施設において教科・科目を履修する場合の授業料及び共済掛金の収納事務については、口座振替によるものを除き、収納に係る協力校の収入取扱員が、当該指定施設の窓口で徴収対象者から直接収納することとされているが、指定施設の職員が集金した後に、その職員から収納を行った部局が、計2部局あり、収納した合計は、17件、511万6,060円であった。 (単位：件、円)	苫小牧東高等学校 北見北斗高等学校	第1回 第1回
カ 収入取扱員が出張徴収により歳入金を受納するときは、現金領収証書により収納しなければならないが、これを作成しないまま収納しているものが、1件、14万5,000円あった。	名寄産業高等学校	第1回

部 局 名	事項数	金 額
苫 小 牧 東 高 等 学 校	9	3,227,020
北 見 北 斗 高 等 学 校	8	1,889,040
計	17	5,116,060

《指導事項》

ア 歳入を収入するときは、当該歳入について、所属年度等が誤っていないか、その他法令に違反する事実がないかなどを調査して、調定をしなければならないが、これを行っていないものがあった。	保健福祉部	第3回
イ 看護職員等養成修学資金貸付金収入について、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等により催告を行わなければならないが、1年以上これを行っていなかった。	保健福祉部	第3回
ウ 収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査をさせなければならないが、検査員の指定を行わないまま検査を行わせているものがあった。	農政部	第3回
エ 生活保護費返還金について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを超えて督促しているものがあった。 また、生活保護費返還金等の滞納整理に当たっては、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、1年以上これを行っていないものがあった。 さらに、生活保護費返還金等の不納欠損の整理に当たって、消滅時効の完成日を誤っているものがあった。	日高振興局	第1回

オ	道営住宅家賃の減免において、減免期間内に収入等に変動を生じたため減免の適用内容が不適当となった場合は、その事実が発生した月から減免内容の変更若しくは減免の停止を行わなければならないが、これを行わなかったため、家賃の徴収額が不足しているものが、1名分、2万1,200円あった。	日高振興局	第1回
カ	生活保護費返還金等の滞納整理に当たっては、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、1年以上これを行っていないものがあった。	檜山振興局	第2回
キ	収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査をさせなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。	留萌振興局	第1回
ク	漁港施設用地等の占用料において、占用許可が翌年度にわたる場合には、当該年度分の納入期限を4月30日までとして納入通知書により納付させるものとされているが、調定及び納入義務者への通知が遅延しているものがあった。	オホーツク総合振興局	第3回
ケ	児童保護措置費徴収金及び生活保護費返還金について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しないときは、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、平成26年度及び平成27年度において、これを行っていないものがあった。 また、児童保護措置費徴収金において、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、滞納者に対し、文書や電話等により催告を行わなければならないが、1年以上これを行っていなかった。	根室振興局	第2回
コ	行政財産の貸付けによる自動販売機の設置に係る電気料の徴収については、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、調定が遅延しているものがあった。	原子力環境センター	第1回
サ	収入取扱員等は、現金領収証書の合計金額を訂正してはならないが、合計金額を誤って記載したため、正当金額に書き直し、その現金領収証書を納入義務者に交付しているものがあった。	議会事務局	第3回
シ	収入取扱員が1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、これを超過して払い込んでいるものが、1件、1万5,000円あった。	釧路方面本部	第3回

(3) 支出に係る事項

ア 報酬

《指摘事項》

障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員に対する報酬については、職務に従事したときの翌月10日までに、支給することとされているが、支給していないものが、延べ32名分、32万円あった。	渡島総合振興局	第2回
--	---------	-----

《指導事項》

一般職非常勤職員の報酬の支給において、報酬加算額の支給割合などを誤った部局が、計2部局あり、過払いとなっているのが、6名分、3万3,951円、未支給となっているのが、3名分、8,960円あった。 (単位：件、円)	漁業研修所 議会事務局	第2回 第3回																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th colspan="2">過払い</th> <th colspan="2">未支給</th> </tr> <tr> <th>事項数</th> <th>金額</th> <th>事項数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁 業 研 修 所</td> <td>1</td> <td>27,216</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>議 会 事 務 局</td> <td>5</td> <td>6,735</td> <td>3</td> <td>8,960</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>33,951</td> <td>3</td> <td>8,960</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	過払い		未支給		事項数	金額	事項数	金額	漁 業 研 修 所	1	27,216			議 会 事 務 局	5	6,735	3	8,960	計	6	33,951	3	8,960		
部 局 名		過払い		未支給																						
	事項数	金額	事項数	金額																						
漁 業 研 修 所	1	27,216																								
議 会 事 務 局	5	6,735	3	8,960																						
計	6	33,951	3	8,960																						

イ 職員手当等

《指摘事項》

(7) 農林漁業普及指導手当については、普及指導員が、月の初日から末日までの間において、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上普及事務に従事した場合に支給することとされているが、この要件を満たしていないにもかかわらず手当を支給したため、平成27年3月及び4月において、過払いとなっているものが、1名分、6万3,600円あった。	胆振総合振興局	第2回
(4) 通勤手当の支給において、通勤距離を誤って認定したことから、過払いとなっているものが、1名分、6万9,600円あった。 また、特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当については、教員が修学旅行等に児童又は生徒を引率して行う指導業務に8時間程度従事した場合等に支給することとされ、従事した業務内容ごとに1日当たりの支給額が定められているが、支給要件の適用を誤ったことから、未支給となっているものが、4名分、1万7,000円あった。 さらに、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、15名分、5,400円、未支給となっているものが、8名分、1,600円あった。	教育庁	第3回

《指導事項》

(7) 寒冷地手当の支給において、世帯区分の変更に伴う手当額の改定月を誤って認定したことから、過払いとなっているものが、1名分、2万360円あった。	総務部	第3回
--	-----	-----

(4) 児童手当の支給において、支給開始月を誤って認定したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万5,000円あった。	総務部	第3回																												
(5) 管理職員特別勤務手当の支給において、支給区分を誤ったことから、過払いとなっているものが、3名分、1万3,500円あった。	保健福祉部	第3回																												
(6) 時間外勤務手当の支給において、公用車を運行した場合の時間外勤務手当の対象となる職員は、現に公用車の運行業務を行った職員に限られることとされているが、同乗している職員に対し、時間外勤務手当を支給したことから、過払いとなっているものが、2名分、9,079円あった。 また、休日に公用車の運行業務に従事したなどにもかかわらず、当該職員に対し、休日勤務手当を支給しなかったことから、未支給となっているものが、1名分、6,566円あった。	空知総合振興局	第3回																												
(7) 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当については、週休日等に、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務に引き続き4時間程度従事した場合に支給することとなるが、従事時間を十分に確認しなかったことから、過払いとなっている部局が、計2部局あり、その支出の合計は、3名分、3万6,000円であった。 (単位：件、円)	芦別高等学校 北見緑陵高等学校	第1回 第1回																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th colspan="2">過払い</th> </tr> <tr> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦 別 高 等 学 校</td> <td>1</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>北 見 緑 陵 高 等 学 校</td> <td>2</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>36,000</td> </tr> </tbody> </table>			部 局 名	過払い		事項数	金 額	芦 別 高 等 学 校	1	9,000	北 見 緑 陵 高 等 学 校	2	27,000	計	3	36,000														
部 局 名	過払い																													
	事項数	金 額																												
芦 別 高 等 学 校	1	9,000																												
北 見 緑 陵 高 等 学 校	2	27,000																												
計	3	36,000																												
(8) 扶養手当等の支給において、給与管理システムへの入力を行った部局が、計2部局あり、過払いとなっているものが、9名分、59,240円、未支給となっているものが、5名分、10,410円あった。 (単位：件、円)	北見警察署 斜里警察署	第1回 第1回																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th rowspan="2">職員手当名</th> <th colspan="2">過払い</th> <th colspan="2">未支給</th> </tr> <tr> <th>事項数</th> <th>金 額</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 見 警 察 署</td> <td>扶 養 手 当</td> <td>1</td> <td>39,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>斜 里 警 察 署</td> <td>特 殊 勤 務 手 当</td> <td>8</td> <td>20,240</td> <td>5</td> <td>10,410</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>9</td> <td>59,240</td> <td>5</td> <td>10,410</td> </tr> </tbody> </table>			部 局 名	職員手当名	過払い		未支給		事項数	金 額	事項数	金 額	北 見 警 察 署	扶 養 手 当	1	39,000			斜 里 警 察 署	特 殊 勤 務 手 当	8	20,240	5	10,410	計		9	59,240	5	10,410
部 局 名	職員手当名	過払い			未支給																									
		事項数	金 額	事項数	金 額																									
北 見 警 察 署	扶 養 手 当	1	39,000																											
斜 里 警 察 署	特 殊 勤 務 手 当	8	20,240	5	10,410																									
計		9	59,240	5	10,410																									

ウ 賃金

《指導事項》

臨時職員に対する賃金の支給において、賃金サブシステムへの入力を行った部局が、計3部局あり、過払いとなっているものが、1名分、7,371円、未払いとなっているものが、3名分、2万863円あった。 (単位：件、円)	建設部 上川総合振興局 宗谷総合振興局	第3回 第3回 第2回																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th colspan="2">過払い</th> <th colspan="2">未払い</th> </tr> <tr> <th>事項数</th> <th>金 額</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建 設 部</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>13,492</td> </tr> <tr> <td>上 川 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>7,371</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宗 谷 総 合 振 興 局</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>7,371</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>7,371</td> <td>3</td> <td>20,863</td> </tr> </tbody> </table>			部 局 名	過払い		未払い		事項数	金 額	事項数	金 額	建 設 部			1	13,492	上 川 総 合 振 興 局	1	7,371			宗 谷 総 合 振 興 局			2	7,371	計	1	7,371	3	20,863
部 局 名	過払い			未払い																											
	事項数	金 額	事項数	金 額																											
建 設 部			1	13,492																											
上 川 総 合 振 興 局	1	7,371																													
宗 谷 総 合 振 興 局			2	7,371																											
計	1	7,371	3	20,863																											

エ 報償費

《指導事項》

(7) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあつた。	水産林務部	第3回
(4) 報償費の執行において、外部からの講師に対する謝金の単価については、支給基準で定められている金額を適用しなければならないが、誤った金額を適用したことから、支給額が過少となっているものが、1件、8,167円あつた。	胆振教育局	第1回

オ 旅費

《指導事項》

(7) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、宛名の記載のない領収書を添付しているものなどがあつた。	総務部 渡島総合振興局 留萌振興局 斜里高等学校	第3回 第2回 第1回 第1回
(4) 旅費の支給について、職員に旅行を命じ職員が出張したときは、旅費を支給しなければならないが、未支給となっているものが、1名分、5,320円あつた。	保健福祉部	第3回

	(9) 旅費の支給において、単身赴任手当を支給されている職員が、配偶者の居住する市町村を勤務地とする旅行を行った場合には、宿泊料の額を食卓料の額に調整して支給しなければならないが、これを行わず支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、7,600円あった。	渡島総合振興局	第2回
	(10) 旅費の執行において、受領権限のない者に支払っているものが、1件、6,320円あった。	留萌振興局	第1回
	(11) 航空機を利用する旅行において、旅行者が航空券等を国内出張チケット手配等業務受託者を介して手配したときは、旅費請求書には、その支払を証明するに足る書類として旅客運賃等に係る請求書のほかに、航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、これを添付していないものがあった。	釧路総合振興局	第3回
	(12) 児童生徒引率用務に係る旅費の支給において、概算払された旅費の精算をするときは、旅費請求書に現に支払った額を証明する書類として、旅行代理店等が発行する領収書又は支払証明書を添付し確認することとされているが、これが添付されていないものがあった。	松前高等学校	第1回
カ 需用費			
《指摘事項》			
	(7) 請求書は債権者において作成されなければならないが、請求年月日を加筆しているものが、32件、557万5,742円あった。	空知総合振興局	第3回
	(8) 交通信号機に係る電気料金の支払においては、電気料金請求書に係る支払の根拠等を十分に調査しなければならないが、これを行わず、平成11年10月に施工した移設工事に伴って撤去した交通信号機1箇所の電気料金を支払い続けていたことから、支出書類の確認が可能な平成22年4月から平成27年11月までの間に過払いとなっているものが、11万7,221円あった。	美幌警察署	第1回
《指導事項》			
	(7) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査を行っていないものがあった。 また、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。	経済部	第3回
	(8) 少額工事の請負契約において、給付の完了確認のために検査員を指定する際は、特別の必要がある場合を除き、当該工事の監督員と検査員を兼ねさせてはならないが、これを兼ねさせているものがあった。	石狩振興局 室蘭高等技術専門学院	第2回 第1回
	(9) 少額工事契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。	計量検定所	第1回
	(10) 学院長が知事に依頼した庁舎等の修繕工事の完成検査については、知事から検査の依頼を受けた学院長が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。	苫小牧高等技術専門学院 帯広高等技術専門学院	第1回 第2回
	(11) 少額工事の請負契約において、完成の届出があったときは、検査員が完成検査を行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。	図書館	第1回
キ 役務費			
《指摘事項》			
	役務費の執行においては、履行確認後速やかに支出手続きを行うこととされているが、これを失念したため、平成27年度予算で支出すべきところを平成28年度予算で支出しているものが、2件、5万1,746円あった。	上川総合振興局	第3回
《指導事項》			
	インターネット接続サービス利用料の支払において、平成26年度予算で支払うべきものを平成27年度予算で支払っているものなど、会計年度所属区分を誤っているものが、2件、3万6,936円あった。	札幌道税事務所	第3回
ク 使用料及び賃借料			
《指摘事項》			
	物品の借上げの契約を行うときは、その内容を明らかにした決定書を作成し、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、7万5,600円あった。	石狩振興局	第2回
《指導事項》			
	(7) 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又は交付する必要があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車券綴の使用者から受領印を徴することなどとされているが、これらを行っていないものがあった。	総務部	第3回
	(8) 会場の借上げの契約を行うときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、会場使用後に決定書を作成しているものが、1件、1万6,710円あった。	オホーツク総合振興局	第3回

ケ 負担金、補助及び交付金

《指摘事項》

社会福祉施設産休等代替職員任用費補助金の補助対象経費については、社会福祉施設等に勤務する産休又は病休職員の勤務を、臨時的に任用した代替職員に行われた場合の費用とされているが、臨時的な任用と認められない職員の費用を補助対象としたことから、補助金を過大に交付しているなどの部局が、計3部局あり、その支出の合計は、5件、169万6,932円であった。

宗谷総合振興局
オホーツク総合振興局
十勝総合振興局

第2回
第3回
第2回

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
宗 谷 総 合 振 興 局	1	206,500
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	1	277,300
十 勝 総 合 振 興 局	3	1,213,132
計	5	1,696,932

《指導事項》

(7) 政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費等の領収書において、内容を十分に確認することなく、宛名や領収した内容の記載のない領収書等を有効なものとして受理しているものがあった。
また、事務費として計上した交通費の領収書において、電子マネーとして利用可能なICカード乗車券にチャージを行った領収書が添付され、交通費として使用していることが特定できないにもかかわらず、支出の事実を証する書類として受理しているものがあった。

議会事務局

第3回

(4) 平成27年度高等学校生徒遠距離通学費等補助事業において、平成26年度に係る通学費に対し補助金を支出しているものが、3件、3万6,000円あった。

空知教育局

第3回

コ その他

《指摘事項》

(7) 施設入所措置児童に関する損害賠償請求事件において、和解により、賠償金として、1件、200万円の支出があった。

保健福祉部

第3回

(4) 物品の修繕契約において、契約締結権限のない者と契約し、修繕料を支払っているものが、3件、23万9,374円あった。

オホーツク総合振興局

第3回

(9) 児童扶養手当については、支給開始の初日から起算して5年経過したときなどに、手当の額を減額する一方、受給資格者が身体上に障害がある場合や就業している場合などには、その該当する期間については、減額の適用を行わないこととし、この場合に、受給資格者にあらかじめ、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が必要であることを通知するなどとされているが、この事務を怠ったことから、支給額に不足が生じ、支払期日後にこの不足額を支給しているものが、16名分、77万8,430円あった。

釧路総合振興局

第3回

《指導事項》

(7) 定期検査手数料等の支出については、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときには、その期限までに支払わなければならないが、提出された請求書を長期間放置していたことから、支出が遅延しているものが、14件、536万4,985円あった。
また、延滞金を支出しているものが、1件、8,411円あった。

総合政策部

第3回

(4) 水道料金の支払においては、相手方が発行した納入通知書の納期限内に支払うこととされているが、その期限を超えて支出しているものが、1件、19万512円あった。

胆振教育局

第1回

(9) 講師謝金及び旅費の執行において、謝金等の受領権限のない者に支払っているものが、1件、1万7,940円あった。

上川教育局

第1回

(4) 契約に係る事項

ア 工事契約

《指摘事項》

工事請負契約において、契約金額が200万円以上の場合は、契約書を作成しなければならないが、これを行っていないものが、1件、215万8,920円あった。

オホーツク総合振興局

第3回

《指導事項》

(7) 請負工事において、契約を締結する場合には契約保証金を納付させ、又はこれに代える担保を提供させなければならないが、相手方から契約保証金に代える担保として金融機関の保証書が提出される前に契約を締結しているものがあった。

総務部
オホーツク総合振興局

第3回
第3回

(4) 工事請負契約に係る見積合せの執行において、記名押印がない見積書は無効としなければならないが、これを有効としているものがあった。

経済部

第3回

(9) 工事請負契約に係る契約保証金については、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは免除することができるが、証券の提出を受ける前に、契約保証金を免除し、契約を締結しているものがあった。

根室振興局

第2回

(エ)	工事に係る予定価格調書の作成において、入札書比較価格を誤って記載しているものがあつた。	北海道博物館	第1回
(オ)	工事の請負契約を制限付一般競争入札により行うときは、入札参加資格がないと認められた者に対して、その理由について説明を求めることができる期間を設けなければならないが、この期間を設けずに公告し、入札を行っているものがあつた。	上川教育局	第1回
(カ)	少額工事の契約において、期限を定めずに工事の一時中止をし、その期間が現工期を超えることとなる場合は、現工期内に工期の延長を行わなければならないが、現工期を経過後に工期の延長を行っているものがあつた。 また、当該工期の延長に伴い契約金額が70万円以上となった場合は、請書を徴する必要があつたが、これを徴していなかった。	札幌白石高等学校	第1回
イ 委託契約			
《指摘事項》			
(7)	委託業務に係る一般競争入札の執行において、複代理人選任の権限のない代理人から選任された複代理人が提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させ、当該入札者と契約を締結しているものが、2件、810万円あつた。	水産林務部	第3回
(4)	広域相談支援体制整備事業委託業務の執行において、実績報告書等が提出されたときは、これらを審査の上、委託料の額を確定して受託者へ通知しなければならないが、額の確定及び通知を行っていないものが、1件、564万8,000円あつた。	日高振興局	第1回
(9)	予定価格調書は、適切な方法で保管しなければならないが、庁舎等清掃業務委託契約において、封入した予定価格調書を異なるものに差し替えているものがあつた。	根室振興局	第2回
(イ)	校舎等清掃業務委託契約の最低制限価格の算定に当たり、諸経費の計算を誤り、当該価格を高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としたため、契約金額が割高となっているものが、1件、32万4,000円あつた。	オホーツク教育局	第1回
(オ)	単価契約による業務委託の発注に当たり、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないが、見積書の提出を受けた時点においても、予定価格を定めていなかった。	芦別高等学校	第1回
《指導事項》			
(7)	庁舎等の清掃委託業務においては、業務実施日の翌日に受託者が提出する清掃作業日誌により履行確認を行うこととなっているが、業務処理要領で週1回実施することとしている業務について報告がされていないにもかかわらず、履行の確認が不十分なまま、委託料を支出しているものがあつた。	総務部	第3回
(4)	委託契約において、再委託を禁止する契約条項では、書面による承諾を行う場合には再委託を可能としているが、全部再委託や主要な部分の再委託等は、これを認めない取扱いとなっているにもかかわらず、主要な部分の再委託を認めているものがあつた。	環境生活部	第3回
(9)	委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、税を滞納している者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として、納税証明書提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあつた。	保健福祉部 経済部 水産林務部 渡島総合振興局 函館高等技術専門学院	第3回 第3回 第3回 第2回 第2回
(イ)	委託契約等において、1件の金額が100万円を超える随意契約を締結したときは、随意契約結果並びに入札参加者指名選考委員会における指名選考過程及びその理由、議決の状況等を、原則として、ホームページにより公表することとされているが、これらの事項を公表していなかった。	保健福祉部 経済部 札幌高等技術専門学院 釧路高等技術専門学院	第3回 第3回 第2回 第3回
(オ)	委託業務の予定価格の積算において、諸経費については、消費税等相当額が含まれる旅費及び郵送料から消費税等相当額を除算して積算する必要があつたが、これを含めて積算したため、契約金額が割高となっているものが、1件、3万8,281円あつた。	経済部	第3回
(カ)	指名競争入札等により契約を締結したときは、入札参加者指名選考委員会における指名選考過程及びその理由、議決の状況等を、原則として、ホームページにより公表することとされているが、これらの事項を公表していなかった。 また、委託契約において、1件の金額が100万円を超える随意契約を締結したときは、随意契約結果を公表することとされているが、これを公表していなかった。 さらに、入札結果等の公表期間は、公表した日の翌日から1年が経過する日までとなっているが、1年を経過する日までとなっていないものがあつた。	空知総合振興局	第3回
(キ)	庁舎等清掃業務委託契約に係る予定価格調書の作成において、最低制限価格及び入札書比較価格を誤って記載しているものがあつた。	石狩振興局	第2回
(ク)	委託契約等において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあつた。	留萌振興局 渡島総合振興局	第1回 第2回
(ケ)	一般競争入札等の入札結果等については、ホームページにおいて公表することとされているが、これを行っていないものがあつた。	原子力環境センター	第1回

	(カ) 業務委託に係る予定価格調書の作成において、予定価格調書を誤って記載しているものがあった。	警察本部	第3回
ウ その他の契約			
《指摘事項》			
	(7) 複写機の賃貸借契約を随意契約により締結するに当たって、2以上の単価により予定価格を定めているときは、すべての見積単価が予定価格の制限の範囲内であり、各見積単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低である者と契約すべきところ、誤って、予定価格を超えた価格で見積もった者と契約しているものが、1件、79万819円相当であった。 また、当該契約については、予定価格の積算を誤ったことから、6万5,669円相当割高となっていた。	空知総合振興局	第3回
	(4) 庁舎排水設備清掃業務契約において、排水設備清掃業務により集められた産業廃棄物である汚泥の処理に当たっては、収集、運搬については収集運搬業の許可を有する者と、また、処分については処分業の許可を有する者と委託契約を締結しなければならないことから、一般競争入札の実施に当たり、入札に参加する者に必要な資格として、これらの許可を有することを定めなければならないが、これを行わずに入札を実施し契約を締結しているものなどが、1件、198万7,200円あった。	渡島総合振興局	第2回
	(9) 物品の賃貸借契約に係る見積合せの執行において、記名押印がない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものが、1件、48万4,380円あった。	留萌振興局	第1回
《指導事項》			
	(7) 一般競争入札に係る予定価格調書の作成において、予定価格や入札書比較価格を誤って記載しているものがあった。	保健福祉部	第3回
	(4) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務契約において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあった。	保健福祉部	第3回
	(9) 複写機等の賃貸借及び保守サービスに係る契約において、一括することにより競争入札で執行すべきところ、特段の理由もなく契約を分割し、随意契約の方法により契約を締結しているものがあった。	経済部	第3回
	(1) 凍結防止剤等の購入に係る単価契約において、当該物品の納品に当たり、契約の相手方は、初回納入時等には計量証明書を提出することとされているが、これがないにもかかわらず履行確認検査を行い引渡しを受けているものがあった。	空知総合振興局	第3回
	(4) 賃貸借契約において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあった。	後志総合振興局	第2回
	(8) 自動車の賃貸借契約において、契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査をすることとされているが、これを適切に行わなかったことから、契約書で定めた付属品の新品への交換が行われていないものがあった。	日高振興局	第1回
	(4) 賃貸借契約に係る一般競争入札の資格の公示において、暴力団関係事業者等でないこと及び税を滞納している者でないことなどを入札参加資格要件として定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあった。	檜山振興局	第2回
	(9) 液化石油ガス供給に係る契約において、2以上の単価により予定価格を定める場合で、各見積単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額により、相手方を決定するときは、当該合計額の算出間違いについては見積書の提出者に確認の上、訂正できるものとされているが、これを確認せず無効としているものがあった。	檜山振興局	第2回
	(7) 物品の賃貸借において、長期継続契約を締結する場合には、予定価格は、1月当たりの予定賃貸借料により定め、契約金額は、1月当たりの賃貸借料とするものとされているが、契約期間における総額を予定価格とし、その落札金額をもって契約を締結しているものがあった。	上川総合振興局	第3回
	(2) 物品の交換契約において、予定価格調書は、入札執行後、適切な方法で保管しなければならないが、汚損を理由にこれを破棄し、差し替えているものがあった。	原子力環境センター	第1回
	(9) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。	栗山警察署	第1回
(5) 財産に係る事項			
ア 公有財産			
《指導事項》			
	(7) 請負工事において、工事の完成検査が遅延したことから、工事的物の引渡しを受ける前に、受注者の承諾を得ることなくこれを使用しているものがあった。	札幌高等技術専門学校	第2回
	(4) エレベーターの管理に当たっては、資格を有する者等による点検を定期に実施しなければならないが、これを行っていないものがあった。	釧路教育局	第1回

	(9) 教育財産等の管理において、教育財産等管理者は、常にその管理する教育財産等について、その現況を把握し、特に利用の適否に関する事項等に注意し、管理のため必要があるときは直ちに適切な措置を講じなければならないが、教育財産である校内敷地に、道以外の者がビニールハウスを設置しているにもかかわらず、適切な措置を講じていなかった。	本別高等学校	第1回
	(10) 教育財産等の管理において、教育財産等管理者は、常にその管理する教育財産等について、その現況を把握し、特に利用の適否に関する事項等に注意し、管理のため必要があるときは直ちに適切な措置を講じなければならないが、事業者が教育財産である校舎内の器具庫を売店の販売物品の在庫置場等として使用していたが、適切な措置を講じていなかった。	釧路工業高等学校	第1回
イ 物品			
《指摘事項》			
	自動車自動車検査証の有効期間が満了後も使用しようとするときは、継続検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けなければならないが、これを行わないまま公用車を使用しているものがあつた。	釧路総合振興局	第3回
《指導事項》			
(7)	公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があつた。	総合政策部 後志総合振興局 上川総合振興局 オホーツク総合振興局	第3回 第2回 第3回 第3回
(4)	パーソナルコンピュータの管理換を受けたときは、物品受入決定書により受入れの決定を行い、備品記録票を備え、必要な事項を記録しておかなければならないが、これらを行っていないものがあつた。	石狩振興局	第2回
(9)	劇物の管理において、劇物はその他の物と区分して専用保管庫に保管し、当該保管庫には医薬外用劇物の表示を行わなければならないが、これらを行っていないものがあつた。	上川総合振興局	第3回
(10)	劇物の管理においては、取扱責任者を設置し、受払簿等を備え付けて当該毒劇物等の使用内容を明らかにしておくこととされているが、施設の維持管理に使用する劇物について、これらを行っていないがあつた。	函館水産高等学校	第1回
(4)	薬品の管理において、混載を禁止する組合せの場合は、それぞれ別の薬品整理箱などに入れ、薬品庫内で並べて保管することのないようにしなければならないが、同じ薬品整理箱に保管していた。	福島商業高等学校	第1回
(6) 工事（技術）に係る事項			
ア 設計			
《指導事項》			
	農地の地すべり対策工事において、集排水ボーリング工の積算に当たり、削孔費の土質区分をすべて砂質土としているが、実際の現場で部分的に異なる土質があつた場合には、設計変更を行わなければならないが、これを行っていないため、設計金額が過少となつていた。	後志総合振興局	第2回
イ 積算			
《指摘事項》			
	道路改良工事において、擁壁工のコンクリート打設の積算に当たり、足場工を計上しているにもかかわらず、冬期における防寒囲いの足場工を重複計上していることから、設計金額が898万2,360円過大となつていたほか、コンクリートの防寒養生費を計上していないため、設計金額が358万200円過少となつていた。 また、現場は湧水が多いことから、排水ポンプを常時稼働させる積算とする必要があつたが、作業時のみの稼働として積算していたため、設計金額が344万9,520円過少となつていた。	オホーツク総合振興局	第3回
《指導事項》			
(7)	機器類等の更新工事において、見積りによる設計単価の策定に当たっては、取引の実例等を考慮した査定を行った上で単価を決定する必要があるが、これを行っていないがあつた。	総務部	第3回
(4)	水田の区画整理工事において、耕作道路の路盤工の積算に当たり、地盤が軟弱であることから、ダンプトラックによる路盤材の搬入後に、不整地運搬車による現場内小運搬費を計上する必要があるが、これを行っていないため、設計金額が過少となつていた。	空知総合振興局	第3回
ウ 事務処理			
《指導事項》			
(7)	道路改良工事において、土工量等における概数の確定による設計変更を行う場合などは、事前に工事施工協議簿により、発注者と受注者による数量の確定を行わなければならないが、これを行っていないがあつた。	胆振総合振興局 宗谷総合振興局 オホーツク総合振興局	第2回 第2回 第3回

(4) 道路舗装工事において、舗装の改修に当たり、発注者の判断により設計図書に明示している施工範囲を変更する場合には、通常の設計変更として扱うこととされているが、これを行わずに概数の確定による設計変更で処理していた。	渡島総合振興局	第2回
(5) 道路改良工事において、歩道の新設及び車道の拡幅を行うに当たり、工事に支障となる農業用管路を補償工事として移転する場合は、施設を管理する土地改良区と補償工事内容を記した協定書等を取り交わす必要があるが、これを行っていなかった。	上川総合振興局	第3回
(6) 道路改良工事において、道路の海側に設置する消波ブロック等の一部を支給材料としている場合には、支給材料の種類、引き渡し等に係る取り決めを定めて契約しなければならないが、契約書に必要な条項を定めることなく契約していた。	十勝総合振興局	第2回
(7) 漁港機能保全工事において、私有地を作業ヤードとして受注者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があったが、これを行っていなかった。	釧路総合振興局	第3回

(7) その他

計算証明等

《指導事項》

(7) 資金前渡員の所掌する現金の出納事務において、資金前渡員に異動があった場合には、異動発令の日以後10日以内に部内検査を行うこととされているが、これを行っていないものがあった。	環境生活部	第3回
(4) ネーミングライツ契約に係る広告収入などについて、債権が生じたときは債権管理簿を備え、必要な事項を記録しておくとともに、毎会計年度終了後、債権現在高報告書を提出しなければならないが、これを行っていなかった。	環境生活部 建設部	第3回 第3回
(5) 資金前渡員の所掌する現金の出納事務については、前渡資金経理簿を備え、必要な事項を記録し、資金前渡員に異動があった場合は、検査員を定めて、部内検査を行わなければならないが、これを行っていなかった。	経済部	第3回
(6) 資金前渡員は、その保管に属する現金の出納を明らかにするため、前渡資金経理簿を備えなければならないが、これを作成していなかった。	建設部	第3回
(7) 歳入歳出外現金管理者は、歳入歳出外現金の受入れ及び払出しをしようとするときは、歳入歳出外現金等受入・払出決定書により、受入れなどの決定をし、歳入歳出外現金等取扱員に対し通知をしなければならないが、これらの手続を行わず、入札保証金及び契約保証金の受入れ及び払出しをしているものがあった。	建設部	第3回
(8) 収入取扱員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。	留萌振興局	第1回
(4) 資金前渡員は債権者に現金で支払をしたときは、領収証書を徴さなければならないが、これを紛失しているものが、1件あった。 また、職員が出張先において、やむを得ず立替えて支払を行った場合の資金前渡員への立替金の請求は、領収証書を添付した請求書により行わなければならないが、領収証書を紛失しているものが、3件あった。	釧路総合振興局	第3回
(9) 収入取扱員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。	選挙管理委員会事務局	第3回

6 公用車による交通事故等が発生しているもの

(1) 公用車による交通事故

《指摘事項》

<p>賠償金及び修繕費用等が1件、100万円以上の支出があるもの</p> <p>公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、計5部局で、102件、3,193万7,189円の支出があった。</p> <p>また、全損により、公用車3台の廃車があった。</p> <p>【賠償金及び修繕費用等の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>事項数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>8</td> <td>3,968,296</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>4</td> <td>2,118,755</td> </tr> <tr> <td>十勝総合振興局</td> <td>4</td> <td>2,530,027</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>4</td> <td>2,345,440</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>82</td> <td>20,974,671</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>102</td> <td>31,937,189</td> </tr> </tbody> </table> <p>【全損により廃車した部局】 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>事項数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び各警察署を含む。 注2 賠償金及び修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る事項数及び金額を含む。</p>	部局名	事項数	金額	上川総合振興局	8	3,968,296	宗谷総合振興局	4	2,118,755	十勝総合振興局	4	2,530,027	釧路総合振興局	4	2,345,440	警察本部	82	20,974,671	計	102	31,937,189	部局名	事項数	上川総合振興局	1	釧路総合振興局	1	警察本部	1	計	3	<p>上川総合振興局 十勝総合振興局 宗谷総合振興局 釧路総合振興局 警察本部</p>	<p>第3回 第2回 第2回 第3回 第3回</p>
部局名	事項数	金額																															
上川総合振興局	8	3,968,296																															
宗谷総合振興局	4	2,118,755																															
十勝総合振興局	4	2,530,027																															
釧路総合振興局	4	2,345,440																															
警察本部	82	20,974,671																															
計	102	31,937,189																															
部局名	事項数																																
上川総合振興局	1																																
釧路総合振興局	1																																
警察本部	1																																
計	3																																

《指導事項》

賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの
 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、計14部局で、25件、663万9,255円の支出があった。
 また、全損により、公用車2台の廃車があった。

【賠償金及び修繕費用等の合計】 (単位：件、円)

部局名	事項数	金額
保健福祉部	1	114,648
経済部	1	151,976
空知総合振興局	3	1,290,130
石狩振興局	2	683,830
後志総合振興局	5	1,426,938
胆振総合振興局	3	689,210
渡島総合振興局	2	389,437
檜山振興局	1	293,608
留萌振興局	1	207,716
オホーツク総合振興局	2	383,065
根室振興局	1	240,937
原子力環境センター	1	411,384
江差高等看護学院	1	102,540
札幌高等技術専門学院	1	253,836
計	25	6,639,255

保健福祉部 第3回
 経済部 第3回
 空知総合振興局 第3回
 石狩振興局 第2回
 後志総合振興局 第2回
 胆振総合振興局 第2回
 渡島総合振興局 第2回
 檜山振興局 第2回
 留萌振興局 第1回
 オホーツク総合振興局 第3回
 根室振興局 第2回
 原子力環境センター 第1回
 江差高等看護学院 第1回
 札幌高等技術専門学院 第2回

【全損により廃車した部局】 (単位：件)

部局名	事項数
石狩振興局	1
胆振総合振興局	1
計	2

(2) その他の事故等

《指摘事項》

ア 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、100万円以上の支出があった部局が、計2部局あり、その支出の合計は、5件、533万4,700円であった。

【賠償金の合計】 (単位：件、円)

部局名	事項数	金額
水産林務部	4	2,721,621
胆振総合振興局	1	2,613,079
計	5	5,334,700

水産林務部 第3回
 胆振総合振興局 第2回

イ 灯油等漏洩事故が発生し、処理費用として、1件、100万円以上の支出があった部局が、計3部局あり、その支出の合計は、3件、8,136万9,742円であった。

【処理費用の合計】 (単位：件、円)

部局名	事項数	金額	事故名
胆振総合振興局	1	36,929,520	灯油漏洩事故
石狩翔陽高等学校	1	1,922,400	灯油漏洩事故
伊達高等養護学校	1	42,517,822	重油漏洩事故
計	3	81,369,742	

胆振総合振興局 第2回
 石狩翔陽高等学校 第1回
 伊達高等養護学校 第1回

ウ 道立学校において、生活指導中に行政事故が発生し、賠償金として、1件、360万1,067円の支出があった。

釧路教育局 第1回

《指導事項》

ア 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金として、1件、10万円以上の支出があった部局が、計3部局あり、その支出の合計は、3件、37万7,740円であった。

【賠償金の合計】 (単位：件、円)

部局名	事項数	金額
日高振興局	1	127,828
檜山振興局	1	146,469
上川総合振興局	1	103,443
計	3	377,740

日高振興局 第1回
 檜山振興局 第2回
 上川総合振興局 第3回

イ	施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、10万円以上の支出があった部局が、計2部局あり、その支出の合計は、3件、119万6,769円であった。 【賠償金の合計】 (単位: 件、円)	渡島総合振興局 警察本部	第2回 第3回									
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渡 島 総 合 振 興 局</td> <td>2</td> <td>1,020,373</td> </tr> <tr> <td>警 察 本 部</td> <td>1</td> <td>176,396</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>1,196,769</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	事項数	金 額	渡 島 総 合 振 興 局	2	1,020,373	警 察 本 部	1
部 局 名	事項数	金 額										
渡 島 総 合 振 興 局	2	1,020,373										
警 察 本 部	1	176,396										
計	3	1,196,769										
ウ	灯油漏洩事故が発生し、処理費用として、1件、10万円以上の支出があった部局が、計2部局あり、その支出の合計は、2件、78万4,890円であった。 【処理費用の合計】 (単位: 件、円)	稚内養護学校 帯広警察署	第1回 第3回									
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稚 内 養 護 学 校</td> <td>1</td> <td>497,394</td> </tr> <tr> <td>帯 広 警 察 署</td> <td>1</td> <td>287,496</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>784,890</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	事項数	金 額	稚 内 養 護 学 校	1	497,394	帯 広 警 察 署	1
部 局 名	事項数	金 額										
稚 内 養 護 学 校	1	497,394										
帯 広 警 察 署	1	287,496										
計	2	784,890										

7 公有財産の損傷等が発生しているもの

(1) 公有財産の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの

《指摘事項》

ア	駐在所で火災が発生し、復旧費用として、2件、40万323円の支出があった。	警察本部	第3回
イ	公有財産の損傷が発生し、修繕費用として、1件、68万5,800円の支出があった。	士別警察署	第1回

(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの

《指摘事項》

イ	物品の損傷が発生し、修繕費用として、1件、5万円以上の支出のあった部局が、計22部局あり、その支出の合計は、34件、283万978円であった。 【修繕費用の合計】 (単位: 件、円)	総務部 保健福祉部 建設部 空知総合振興局 石狩振興局 胆振総合振興局 渡島総合振興局 上川総合振興局 釧路総合振興局 教育庁 警察本部 旭川方面本部 中央警察署 南警察署 北警察署 豊平警察署 千歳警察署 赤歌警察署 旭川中央警察署 稚内警察署 羽幌警察署 池田警察署	第3回 第3回 第3回 第3回 第2回 第2回 第3回 第3回 第3回 第3回 第3回 第1回 第3回 第3回 第3回 第3回 第3回 第2回 第3回 第1回 第1回 第1回																																																																																													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> <th>損 傷 物 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>1</td> <td>99,036</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>2</td> <td>122,403</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>建 設 部</td> <td>2</td> <td>116,078</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>空 知 総 合 振 興 局</td> <td>2</td> <td>215,989</td> <td>乗用自動車 他</td> </tr> <tr> <td>石 狩 振 興 局</td> <td>1</td> <td>82,512</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>胆 振 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>123,120</td> <td>タブレットパーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>渡 島 総 合 振 興 局</td> <td>2</td> <td>109,620</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>上 川 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>147,171</td> <td>スノーモービル</td> </tr> <tr> <td>釧 路 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>101,088</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>教 育 庁</td> <td>1</td> <td>90,072</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>警 察 本 部</td> <td>3</td> <td>310,932</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>旭 川 方 面 本 部</td> <td>3</td> <td>248,832</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>中 央 警 察 署</td> <td>1</td> <td>80,676</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>南 警 察 署</td> <td>2</td> <td>185,144</td> <td>小型警ら車 他</td> </tr> <tr> <td>北 警 察 署</td> <td>1</td> <td>73,116</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>豊 平 警 察 署</td> <td>2</td> <td>89,856</td> <td>小型警ら車 他</td> </tr> <tr> <td>千 歳 警 察 署</td> <td>1</td> <td>99,576</td> <td>捜査用車</td> </tr> <tr> <td>赤 歌 警 察 署</td> <td>1</td> <td>90,396</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>旭 川 中 央 警 察 署</td> <td>3</td> <td>126,480</td> <td>小型警ら車 他</td> </tr> <tr> <td>稚 内 警 察 署</td> <td>1</td> <td>95,937</td> <td>小型警ら車</td> </tr> <tr> <td>羽 幌 警 察 署</td> <td>1</td> <td>80,136</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>池 田 警 察 署</td> <td>1</td> <td>142,808</td> <td>無線警ら車</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34</td> <td>2,830,978</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	事項数	金 額	損 傷 物 品	総 務 部	1	99,036	パーソナルコンピュータ	保 健 福 祉 部	2	122,403	パーソナルコンピュータ	建 設 部	2	116,078	パーソナルコンピュータ	空 知 総 合 振 興 局	2	215,989	乗用自動車 他	石 狩 振 興 局	1	82,512	パーソナルコンピュータ	胆 振 総 合 振 興 局	1	123,120	タブレットパーソナルコンピュータ	渡 島 総 合 振 興 局	2	109,620	パーソナルコンピュータ	上 川 総 合 振 興 局	1	147,171	スノーモービル	釧 路 総 合 振 興 局	1	101,088	パーソナルコンピュータ	教 育 庁	1	90,072	パーソナルコンピュータ	警 察 本 部	3	310,932	パーソナルコンピュータ	旭 川 方 面 本 部	3	248,832	パーソナルコンピュータ	中 央 警 察 署	1	80,676	パーソナルコンピュータ	南 警 察 署	2	185,144	小型警ら車 他	北 警 察 署	1	73,116	パーソナルコンピュータ	豊 平 警 察 署	2	89,856	小型警ら車 他	千 歳 警 察 署	1	99,576	捜査用車	赤 歌 警 察 署	1	90,396	パーソナルコンピュータ	旭 川 中 央 警 察 署	3	126,480	小型警ら車 他	稚 内 警 察 署	1	95,937	小型警ら車	羽 幌 警 察 署	1	80,136	パーソナルコンピュータ	池 田 警 察 署	1	142,808	無線警ら車
部 局 名	事項数	金 額	損 傷 物 品																																																																																													
総 務 部	1	99,036	パーソナルコンピュータ																																																																																													
保 健 福 祉 部	2	122,403	パーソナルコンピュータ																																																																																													
建 設 部	2	116,078	パーソナルコンピュータ																																																																																													
空 知 総 合 振 興 局	2	215,989	乗用自動車 他																																																																																													
石 狩 振 興 局	1	82,512	パーソナルコンピュータ																																																																																													
胆 振 総 合 振 興 局	1	123,120	タブレットパーソナルコンピュータ																																																																																													
渡 島 総 合 振 興 局	2	109,620	パーソナルコンピュータ																																																																																													
上 川 総 合 振 興 局	1	147,171	スノーモービル																																																																																													
釧 路 総 合 振 興 局	1	101,088	パーソナルコンピュータ																																																																																													
教 育 庁	1	90,072	パーソナルコンピュータ																																																																																													
警 察 本 部	3	310,932	パーソナルコンピュータ																																																																																													
旭 川 方 面 本 部	3	248,832	パーソナルコンピュータ																																																																																													
中 央 警 察 署	1	80,676	パーソナルコンピュータ																																																																																													
南 警 察 署	2	185,144	小型警ら車 他																																																																																													
北 警 察 署	1	73,116	パーソナルコンピュータ																																																																																													
豊 平 警 察 署	2	89,856	小型警ら車 他																																																																																													
千 歳 警 察 署	1	99,576	捜査用車																																																																																													
赤 歌 警 察 署	1	90,396	パーソナルコンピュータ																																																																																													
旭 川 中 央 警 察 署	3	126,480	小型警ら車 他																																																																																													
稚 内 警 察 署	1	95,937	小型警ら車																																																																																													
羽 幌 警 察 署	1	80,136	パーソナルコンピュータ																																																																																													
池 田 警 察 署	1	142,808	無線警ら車																																																																																													
計	34	2,830,978																																																																																														
注 修繕費用の合計には、当該部局における、1件、10万円以上の物品の損傷のほか、1件、5千円以上の物品の損傷に係る事項数及び金額を含む。																																																																																																

《指導事項》

イ	物品の損傷が発生し、修繕費用等として、1件、5千円以上の支出のあった部局が、計6部局あり、その支出の合計は、6件、12万1,889円であった。 【修繕費用等の合計】 (単位: 件、円)	総合政策部 オホーツク総合振興局 十勝総合振興局 北見方面本部 東警察署 留萌警察署	第3回 第3回 第2回 第1回 第3回 第1回																													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>事項数</th> <th>金 額</th> <th>損 傷 物 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 合 政 策 部</td> <td>1</td> <td>7,344</td> <td>パーソナルコンピュータ (修繕診断料)</td> </tr> <tr> <td>オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>27,972</td> <td>小型乗用自動車</td> </tr> <tr> <td>十 勝 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>10,584</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>北 見 方 面 本 部</td> <td>1</td> <td>21,989</td> <td>無線警ら車</td> </tr> <tr> <td>東 警 察 署</td> <td>1</td> <td>27,000</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>留 萌 警 察 署</td> <td>1</td> <td>27,000</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>121,889</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	事項数	金 額	損 傷 物 品	総 合 政 策 部	1	7,344	パーソナルコンピュータ (修繕診断料)	オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	1	27,972	小型乗用自動車	十 勝 総 合 振 興 局	1	10,584	パーソナルコンピュータ	北 見 方 面 本 部	1	21,989	無線警ら車	東 警 察 署	1	27,000	パーソナルコンピュータ	留 萌 警 察 署	1	27,000	パーソナルコンピュータ
部 局 名	事項数	金 額	損 傷 物 品																													
総 合 政 策 部	1	7,344	パーソナルコンピュータ (修繕診断料)																													
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	1	27,972	小型乗用自動車																													
十 勝 総 合 振 興 局	1	10,584	パーソナルコンピュータ																													
北 見 方 面 本 部	1	21,989	無線警ら車																													
東 警 察 署	1	27,000	パーソナルコンピュータ																													
留 萌 警 察 署	1	27,000	パーソナルコンピュータ																													
計	6	121,889																														

(3) 物品の亡失		
《指摘事項》		
ア 公用車の鍵の亡失があった。	石狩振興局	第2回
イ 会議出席者等の個人情報が入った外部記録媒体の亡失があった。	胆振総合振興局	第2回
ウ 共通乗車券(タクシーチケット)の亡失事故が発生し、券片2枚の紛失があった。	上川総合振興局	第3回
エ 緊急通報装置及びICカード乗車券の亡失があった。	警察本部	第3回
《指導事項》		
デジタルカメラ等の亡失があった。 また、部局長は、亡失の事故報告を受けたときは、直ちにその事実を確認の上、事故報告書により知事に報告しなければならないが、この手続を行っていなかった。	留萌振興局	第1回
8 その他是正又は改善を求めたもの		
(1) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの		
《指摘事項》		
ホッカイドウ競馬の経営は、北海道競馬推進プランに基づいて、ミニ場外発売所の全道展開、インターネット発売の拡大、日本中央競馬会との相互発売など収益確保に努めた結果、平成27年度の収支差額が1億9,992万円と、3年連続で単年度収支の黒字化を達成したところであり、平成28年3月には第2期北海道競馬推進プランを策定し、競馬事業の持続的な発展と馬産地の活性化を目指しているところである。 しかしながら、累計の借入金は242億4,375万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の確立に向けて、引き続き経営改善を図る必要がある。	農政部	第3回
(2) 委託業務の執行について検討を要するもの		
《検討事項》		
道路維持委託業務の執行において、受託者は、道路上で作業する場合には道路使用許可を受けなければ委託業務を行うことができないが、受託者が当該使用許可を受けずに委託業務を行い、不適切に執行していたものがあった。 業務実施要領等では、受託者が道路使用許可を受けたことを確認することについて、明確になっていないことから、適正な委託業務の執行のため、その周知徹底やチェック体制について検討する必要がある。	建設部	第3回
(3) 共済掛金の収納方法について検討を要するもの		
《検討事項》		
北海道教育委員会と独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間の災害共済給付契約に基づく共済掛金の納付について、道立学校児童生徒等の災害共済給付事務取扱要領では児童生徒等の保護者から加入の同意を得て、特別支援学校を除き、加入者から収入取扱員が現金収納するものとされている。 各道立学校においては、ほぼ全ての生徒がこの災害共済給付制度に加入しているため、現金収納や金融機関への現金払込みの事務が輻輳しており、全日制課程の高等学校では、共済掛金の納付委任がないにもかかわらず、他目的のために設置された任意会計の中から共済掛金相当分を一括受領し、加入者から現金納付があったものとした上、さらに収納年月日を分散させている事例が見受けられた。また、通信制課程の高等学校では、加入者を登校させて現金納付を求めることが実態にそぐわないため、関係団体が負担した共済掛金相当分を収入取扱員が現金収納し、加入者あてに領収書を交付している事例が見受けられた。 こうしたことから、共済掛金の収納方法について、事務の効率性の観点から、収入取扱員の収納実態に即した事務処理に見直すとともに、加入者による納付の利便性や金銭事故防止を図るために、口座振替による歳入の納付や納付の代理行為、又は関係団体等による第三者弁済などについて検討する必要がある。	教育庁 (有朋高等学校) (清水高等学校)	第1回

【第4 公営企業会計に係る定期監査結果】

監査結果の項目別区分		部局名	報告回次
2 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの			
《指摘事項》			
(1)	病院事業の経営については、当年度の純利益が2億7,952万118円となったことから、累積欠損金が519億815万395円に減少したものの、依然として多額であり極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。	保健福祉部	第3回
(2)	工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億8,983万5,946円と5年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は135億9,932万5,278円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度からの新たな経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。	企業局	第3回
3 経済性、効率性及び有効性の観点からは是正又は改善を求めたもの			
支出に係る事項			
ア 需用費			
《指導事項》			
	被服の貸与において、現に貸与を受けている者に対する新たな貸与は、貸与期間を経過した後に行わなければならないが、貸与期間を経過していないにもかかわらず、新たに被服を購入し貸与したことから、不経済な支出となっているものが、1件、3,400円あった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	羽幌病院	第1回
イ 使用料及び賃借料			
《指導事項》			
	栄養・給食管理システムに係る電子計算機器の再リース契約等において、借上機器の必要数量について十分検討せずに賃借したことから、不経済な支出となっているものが、2件、2万8,767円相当あった。	羽幌病院	第1回
ウ その他			
《指摘事項》			
	携帯電話代の執行において、安価な料金プランへの変更が可能だったにもかかわらず、特段の理由もなく、これを行わなかったことから、不経済な支出となっているものが、31件、30万5,350円相当あった。 また、これら携帯電話のうち、故障したため修繕を行ったものがあるが、当該携帯電話の料金プランの変更とともに新たな機種を取得することができたにもかかわらず、修繕を行ったことから、不経済な支出となっているものが、1件、8,436円相当あった。	江差病院	第1回
4 法規性の観点からは是正又は改善を求めたもの			
(1) 予算に係る事項			
《指摘事項》			
ア	物品購入契約において、契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約を締結しているものが、1件、30万8,188円あった。	子ども総合医療・療育センター	第1回
イ	病院事業に関する取引については、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならないが、負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて、課税取引を不課税取引として経理しているものが、1件、9万7,776円、不課税取引を課税取引として経理しているものが、4件、1万3,480円あった。	羽幌病院	第1回
《指導事項》			
	費用を医療部門及び療育部門別に経理する必要がある場合は、医療部門に係る費用は医療費用に、療育部門に係る費用は医療外費用に計上し、両部門のどちらか明確に区分できない場合にあっては、当該費用を按分し計上することなどとされているが、計上の方法を誤っているものが、2件、3万7,010円あった。	子ども総合医療・療育センター	第1回
(2) 収入に係る事項			
《指導事項》			
ア	病院の収納金について、過誤納が発生したときは、支出の手続の例により、納入者に当該過誤納金相当額を還付しなければならないが、この手続を行っていないものが、2件、1万790円あった。	羽幌病院	第1回
イ	費用弁償旅費に係る返納金について、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書や電話等による催告を行わなければならないが、1年以上これを行っていないものがあった。	羽幌病院	第1回

(3) 支出に係る事項		
ア 職員手当等		
《指摘事項》		
時間外勤務手当については、宿日直勤務を命ぜられた時間においては支給しないこととされているが、宿日直勤務に従事している時間中に時間外勤務手当を支給しているものが、4名分、10件、11万439円あった。	羽幌病院	第1回
《指導事項》		
特殊勤務手当の支給において、病院等に勤務する看護師等である職員が手術を補助したときは、夜間看護等業務手当を支給することとされているが、従事日数を誤ったことから、過払いとなっているものが、1名分、300円、未支給となっているものが、10名分、7,200円あった。	子ども総合医療・療育センター	第1回
イ 旅費		
《指導事項》		
航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、搭乗券等を添付していないものがあった。	羽幌病院 向陽ヶ丘病院	第1回 第1回
ウ 需用費		
《指導事項》		
(7) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。	江差病院	第1回
(4) 物品の修繕において、請負業者から履行完了の通知を受けたときは、履行確認のための検査を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。	北見病院	第1回
エ 委託料		
《指導事項》		
委託契約における業務の完了検査において、受託者から実績報告書及び成果品の提出があったときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。	保健福祉部	第3回
オ 使用料及び賃借料		
《指導事項》		
会場の借上げの契約を行うときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならぬが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、3万6,168円あった。	子ども総合医療・療育センター	第1回
カ その他		
《指摘事項》		
前渡資金による私費立替払において、立替えを行った職員が、資金前渡員に対し、当該立替金を請求するときは、請求書に支払先から徴した領収証書を添付しなければならないが、これが添付されていないものや、私費立替払の際にやむを得ずクレジットカードを使用した場合は、支払先から徴した領収証書とともにクレジットカード利用代金明細書の写しなどを、支払を証明するに足る書類として提出し、資金前渡員はそれを確認した上で支払うこととなるが、これを行っていないものなど、前渡資金の支払が適切でないものが、4件、9万5,000円あった。	江差病院	第1回
《指導事項》		
職員が私費立替払の際にやむを得ずクレジットカードを使用した場合は、私費立替払した職員からの請求書に支払を証明するに足る書類を添付し提出させ、前渡資金により支払うこととなるが、これを行わず、私費立替払した職員に支払っているものが、2件、2万3,000円あった。	向陽ヶ丘病院	第1回
(4) 契約に係る事項		
ア 工事契約		
《指摘事項》		
工事請負契約に係る契約保証金については、契約の相手方が、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出した場合等を除き、免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、5件、298万7,280円相当あった。	緑ヶ丘病院	第3回

イ 委託契約		
《指導事項》		
(7) 塵芥処理業務契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格や入札書比較価格を誤って記載しているものがあった。	江差病院	第1回
(4) 医療廃棄物収集運搬業務委託契約において、廃棄物の数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税等を加算した金額を支払っているが、廃棄物を搬出する際に受託者に数量を確認させており、委託者自らによる数量の確認を十分に行っていないかった。	江差病院	第1回
(9) 委託契約に係る一般競争入札の資格の公示において、税を滞納している者でないことを入札参加資格要件の一つとして定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあった。	北見病院	第1回
(1) 委託契約において、1件の予定価格が100万円を超える随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないかった。	羽幌病院	第1回
《検討事項》		
工業用水道管理及び発電管理に係る事務所における清掃業務委託料の予定価格の積算において、業務量の算出や適用する諸経費率、労務単価などについて根拠が明確でないものが見受けられ、また、特定の個人に委託する場合の積算方法が明確に定められていないことから、適切な積算方法について検討する必要がある。	企業局	第3回
ウ その他の契約		
《指摘事項》		
(7) 物品の賃貸借契約において、契約締結権限のない者と契約し、賃借料を支払っているものが、3件、152万8,232円あった。 また、賃借料の受領権限のない者に支払っているものが、平成23年3月から平成27年10月までの間において、1件、159万9,360円あった。	羽幌病院	第1回
(4) 前金払を要しない定期刊行物の支出に当たっては、納入確認後に行う必要があるが、納品がされていないにもかかわらず、支出しているものが、1件、7万3,597円あった。	子ども総合医療・療育センター	第1回
《指導事項》		
(7) 物品の購入に係る納品検査に当たって、供給日から納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならないが、当該期間内に検査を行っていないものがあった。	子ども総合医療・療育センター	第1回
(4) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約をするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成しておらず、さらに、1件の予定価格が160万円を超える随意契約をする場合は、参加者の指名選考等について、入札委員会が審議しなければならないが、これを行っていないものがあった。	企業局	第3回
(5) 財産に係る事項		
《指導事項》		
(7) 固定資産である器械備品を処分しようとするときは、当該固定資産の分類を事業資産から事業外資産へと分類替えすることとされ、分類替えに当たっては、あらかじめ保健福祉部長の承認を得なければならないが、承認を得ずに事業資産のまま処分を行っているものがあった。	羽幌病院	第1回
(4) 固定資産である器械備品を処分しようとするときは、当該固定資産の分類を事業外資産へと分類替えすることとされ、分類替えに当たっては、部局長が決定を行い、決定後、病院室参事へ報告しなければならないが、決定を行わず報告しているものがあった。	子ども総合医療・療育センター	第1回
(6) 工事（技術）に係る事項		
事務処理		
《指導事項》		
(7) 配水管布設工事において、ダンプトラックによる土砂運搬費の積算に当たり、実際の土砂の単位体積質量を考慮する必要があるが、これを行っていないかったため、設計金額が過少となっていた。 また、運搬経路に人口集中地区が含まれている場合は、それを踏まえた積算を行う必要があるが、これを行っていないかったため、設計金額が過少となっていた。	企業局	第3回
(4) 配水管布設工事において、取壊し工等における概数の確定による設計変更を行う場合は、事前に工事施工協議簿により、発注者と受注者による数量の確定を行わなければならないが、これを行っていないかった。	企業局	第3回
5 公用車による交通事故等が発生しているもの		
公用車による交通事故		
《指導事項》		
公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、2件、88万8,208円の支出があった。	企業局	第3回